「2013年以降の対策・施策に関する報告書」(地球温暖化対策の選択肢の原案について) (案)に対しこれまで委員から頂いた御意見とその対応について

(注:ページ数等については、御意見を頂いた時点の資料におけるものであり、現時点のものとは異なります。)

〇全般的意見

修正案	修正理由	御意見に対する対応
各 WG の報告は部会・小委の報告書とは別に束ね、部会・小委の報	各 WG で検討された内容は部会・小委	報告書の構成として、WG からの報告
告書は、部会・小委での議論の結果をとりまとめていただきたい。	 で報告されたが、部会・小委で議論が尽く	と部会・小委の意見といった構成と
	されたとは言い難く、各 WG の報告内容	させていただいているところです。
	を部会・小委として承認したとの扱いには	議論となった部分については委員の
	なっていない。	意見をしっかりと記載したいと考え
	部会・小委の報告書には、部会・小委で議	ております。
	論して、合意を得た内容が記載されること	
	が必要であり、各 WG の報告は部会・小	
	委の報告書から切り離して取り扱うべき	
	である。	
○中環審において、電源構成はエネ調が検討したエネルギーミックス		議論の前提条件については出来るだ
を前提条件とし、様々な技術・施策の積み上げによって、将来の CO2		け記載させていただくとともに、議
排出量を推計し、削減量が不足であれば、不足する部分をどのように		論となった部分については委員の意
補うのかを検討し、その結果に基づき経済影響を参考的に実施し、コ		見をしっかりと記載したいと考えて
スト、実現可能性を加味しながら国民に提示する選択肢を検討、エネ		おります。温暖化対策の見直しをエ
環会議に報告することがあるべき姿である。		ネルギー基本計画の見直しとあわせ
○5/16に事務局から、経済モデルに入力する15ケースが選択肢案で		て行う必要性については、10. に
あるとの説明があったが、これまでの議論を踏まえるとこのマトリッ		記述いたしました。

	<u> </u>
クスのどれかが「国民に提示する選択肢」ではないことは複数の委員	
の意見として提出されているところ。	
また、高位・中位・低位対策の中身についても議論が尽くされてい	
るとはいえず、時間的な余裕はないことも理解せざるを得ないが、将	
来の国民生活に大きな影響を与える施策を十分な議論のないまま、拙	
速に提示することは問題である。したがって、鈴木部会長から事務局	
に対し指示があったとおり、今回の報告書が中間報告的位置づけのも	
のであることを明確にし、議論が十分でないところや、委員間で意見	
が分かれたところについては、報告書の中に明記するべきである。	
(1.に(5)で概括を追加し、個別詳細には5,6章に記載するな	
ど)	
なお、記載のポイントとしては「議論の前提条件」、「どこまで議論	
されたか」、「概ね委員間で意見の一致を得たところ」「委員間で意見	
が分かれた部分と具体的意見の内容」が必要である。	
○エネルギー基本計画が少なくとも3年毎に見直しすることとなって	
いることを踏まえ、それと表裏一体の関係にある温暖化目標および対	
策についても、少なくとも3年毎に見直しが必要であることを本文の	
どこかに明記すべき。	
2013年以降の対策・施策に関する報告書をどこに出され、どこで検	報告書は部会としてとりまとめられ
討協議されるかによって、その記述内容が変わってくると思います。	るとともに、選択肢の原案について
	は、エネルギー・環境会議に報告さ
	れ、これをもとに戦略のとりまとめ
	がなされます。
○検討し判断すべき事項	御指摘の内容を含め、5. 及び6.

この報告書をもとに、政府エネルギー環境会議で検討されると思いますが、そのどの段階で、国民に意見を問うかということですが、ここで、国民に判断を促せる情報を分かり安く整理する必要があります。このことを念頭に置いて、報告書を作成すべきです。

国民が、大きな関心を持つのは、排出量削減の度合いごとに、そして原発の再稼働率によって、国民の負担がどの程度になるかということだと考えます。

下記の3つの要素から、国民は、原発の再稼働、日本としての排出 用削減の比率を判断することになると考えます。

それに必要な情報をこの報告書に盛り込むべきだと思います。

(1) 温室効果ガス排出量削減の度合い

国民が、世界を見て、そして将来の子々孫々のために、どこまで温室効果ガス排出量を削減すべきかを問うべきだと思います。2020年25%削減、2050年80%と言っていますが、これは、国民に問うたものではありません。政治主導で発表したものです。

改めて、対策をとった場合の国民の負担を明示して、温室効果ガス温 室効果ガス排出削減量を問うべきだと思います。

(2) 原発稼働率

安全性を考えたうえで、原発 0 とするか、再稼働をどの程度容認するか、新規をどこまで認めるかを、安全性と温室効果ガス排出量削減の度合いから国民に判断させるべきだと思います。

(3) 国民の負担度合

温室効果ガス排出量削減と原発稼働率により、国民の税、電気料金、 住宅の断熱等の経済的負担、冷暖房の節減、照明の節減、交通機関の については、5/23 小委で提示させていただきました。なお、原発の想定については、総合資源エネルギー調査会基本問題委員会で検討されている数値を用いると記述しております。

利用節減などにより、心身的負担をどこまで容認するかということを	
判断する必要があります。	
○参考として記載すべき情報	
(1) 対策をとるにあたって必要な社会資本、その投入費用、運転管	
理のためのランニングコスト	
(2) 原発再稼働にあたっての稼働率とそれに見合って稼働する原発	
名称	
(3) 再生可能エネルギーの導入量とそれに見合う種別とその量	
(4) 火力エネルギーの採用する種類別発電量、エネルギー供給量	
○気になる配慮点	
原発の再稼働が、議論の末、認められたとしても、そう簡単に進む	
とは思えません。また、原発廃止となった場合でも、代替となるエネ	
ルギー、電力がすぐに準備されるとは考えられません。	
この場合、この体制が整備されるまで、節電、省エネルギーを行う	
こととなります。この結果、節電、省エネが慣習化し、定常的に必要	
な電力、エネルギー量が低減されることも考えられます。この結果、	
温室効果ガス排出量の削減努力が期せずして、達成されることもある	
と考えておくべきではないでしょうか。	
報告書全般について	
本報告書は、地球温暖化問題に対する日本の中長期的な取り組みの	御意見を踏まえまして、冒頭に「は
方向性を示す中で、2020年及び2030年の温室効果ガス排出量目標を設	じめに」を記述いたしました。
定するための前提条件や考慮すべき事項等について包括的かつ網羅的	

にとりまとめることを目的としていると認識しています。日本のエネルギー利用や原子力発電のあり方については、総合資源エネルギー調査会や原子力委員会、そしてエネルギー・環境会議で集中的に議論がなされることと理解しますが、ことに温暖化対策のあり方に関しては、日本のエネルギー利用形態のみならず、温暖化影響や日本の国際社会の中における立ち位置、低炭素社会に向けた各国の動向、今後の国際制度構築に向けた国際動向等の観点から総合的に判断すべきだと考えます。

現行の素案では、温暖化影響や気候変動枠組条約の下での交渉状況、我が国の温室効果ガス排出量等について適切にまとめられていて、特に現段階で追加意見はありません。ただし、全体として、このような状況は原子力発電事故の前後で変化するものではなくて、したがって、最終的に目指すべき方向の軸がぶれるべきものではないという確固たるスタンスが十分に読み取れません。また、国際社会がゆっくりではあっても確実に低炭素社会構築に向けて舵を切っている事実も伝わってきません。大きな船は、手元で舵を切ってから実際に船がその方向に向かうまでに時間がかかります。船は、慣性にならって今までの方向に進みながら、少しずつ、舳先を変えていきます。日本は、京都第一約東期間の目標達成に向けて、ようやく舵を切り始めた効果が出てきたところです。ここでまた舵を元に戻してしまうことは、船の行く先を見失う結果になりかねないと懸念します。

以下の具体的な修正案は、直接、中央環境審議会の議題にはならなかった内容ですので、厳密な意味では、本報告書においては守備範囲外かもしれません。しかし、上記の観点をふまえて、提案させていた

	T	
だくものです。御検討ください。		
p4の一番下の〇に書かれているように地球環境部会は「東日本大	在	卸意見を踏まえて、6.(2)に環境
震災を踏まえ地球温暖化対策の観点から・・・」という意見具申を行	 	未来都市に関して記述しました。
っているが、報告書(素案)には現在のところ、こうした視点が見ら		
れない。11の環境未来都市のうち6都市は被災地から選ばれたこと		
などに触れ、被災地の普及・復興を低炭素社会作りに結び付けようと		
する動きなどについてもどこかに記述すべきではないか。		
複数の選択肢が報告書にどのように記述されるのかまだはっきりし		复数の選択肢については、6. (5)、
ないが、2030年の原子力発電の割合は0、15、20、25、35%の5段階		(6) に記述しました。さらに、6/8
となっている。これについて地球環境部会では「25、35%は除き、15%	Ø.	の御議論も踏まえて記述をしたいと
は 10%にすべきだ」といった強い意見が出されたことなど議論の経過	老	考えております。
についてもある程度記述すべきではないか。結果だけを書いたのでは		
一般に人に誤解を与えることになると思う。		
報告書に盛り込んだ高位、中位、低位の対策の区分けが明瞭ではない	信	高位、中位、低位のケース分けにつ
点を整理してもらいたい。特に、現在、経済界が実施している自主行		きましては、6. (1) において「今
動計画や低炭素実行計画などの業界別の対策は、各社の限界削減費用		団検討を行った対策・施策が高位、
が均一ではない中での実施で、経済合理性に基づいたものではないと	4	中位、低位のどのケースに分類され
いえる。これらは費用対効果が低い低位の対策と位置付けるべきであ		るかについては、我が国の 2020 年、
る。費用対効果の高い、経済合理性の高い中位の政策として、排出権	20	030年の削減目標が定められた後、
取引制度の導入を明記すべきである。排出権取引については、経済界	女	対策・施策の組み合わせも含めて、
から異論が常にあるが、経済合理性の高い中位の対策とするか、経済	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	更に検討の余地があるのではないか
界の指摘を踏まえた高位の対策とするかは、この報告書では結論を出		との意見があった。」と記述し、また、
さずとも、中位、高位両方にまたがる政策として、明記してもらいた	6	6. (3)「⑥分野横断的な取組、基
V'o	盤	盤的な取組」において、国内排出量

	取引制度について記述し 10 に
	取引制度について記述し、10. に
	「更に対策・施策の精査を行い、2013
	年以降の地球温暖化対策・施策に関
	する計画を策定する必要がある。」と
	記述しました。
・H24年5月16日時点の報告書案に関し事務局より意見照会が行われ	委員意見の対応状況につきまして
た部分については、今回の意見照会の範囲からは外されている。しか	は、本資料を御覧ください。
しながら、2013 小委員会(第 19 回)の参考資料 2 にまとめられてい	報告書の構成として、WG からの報告
る各委員の意見が反映されていない部分も存在している(例:国際貢	と部会・小委の意見といった構成と
献の定量的な数値目標を掲げる点の是非に関しては、当該記述を見送	させていただいているところです。
るべきとの意見しか確認できないが、当該記述は修正されていない)。	議論となった部分については委員の
報告書の取りまとめにむけ、委員に対して意見照会する場合には、そ	意見をしっかりと記述したいと考え
の意見の反映状況について十分な説明が無ければ、部会・小委員会の	ております。
報告書として完成させることは困難ではないか。	また、御意見を踏まえまして、複数
	の WG について記述している 5. につ
・今回の意見照会の対象である5.項と6.項の素案に関しては、その大	きましては、WG ごとにア、イ、ウと
半を各分野の WG からの報告(「~WG における検討」)が占め、部	整理しました。
会や小委員会での委員による意見は、数項目程度しか記載されていな	
い。本報告書は、部会と小委員会の議論の成果をとりまとめるもので	
あるので、部会や小委員会において委員の見解が分かれた論点は両論	
併記し、一定の合意を得た論点については、その方向性を記載するな	
どして、とりまとめを進めることが求められるのではないか。	
・さらに、現状の文章構成では、部会・小委員会の委員からの意見が、	

どのWGの検討内容に対するものであるのか分かりにくいので、各テーマに関し、「WGで検討した結果」、「事務局が部会・小委員会に対して報告した内容」、「部会・小委員会での委員による議論、成果」とするなど、わかりやすい整理が必要である。	
・また、事務局によって部会や小委員会に対して報告されたものの、 委員による十分な議論や合意がなされていない項目については、報告 書に盛り込むべきではない。	
・特に、6.項に関しては、事務局が設定したテーマに基づき、各 WG の検討結果が不規則にピックアップされ、どの部分が WG の検討結果であり、どの部分が部会・小委員会における議論や成果であるのかわかりにくい構成になっているので、抜本的に構成を見直す必要がある。	
○これまでの部会・小委員会では広範にわたる議論が行われてきてお	議論となった部分については委員の
り、議論・検証が十分に行われていない内容についても本報告書に含	意見をしっかりと記述したいと考え
まれている。記載にあたっては、これまでの検討の中で議論が尽くさ	ております。
れた点、議論が尽くされていない点について明確にお示しいただきた	なお、高位、中位、低位のケース分
い。また、議論尽くされていない点については、今後の取り扱いにつ	けにつきましては、5/28 合同会合の
いても明確に示していただきたい。	資料 3 p. 35、28 行目において「今後
(議論が尽くされていない点)	更に検討の余地があるのではないか
・対策、施策の内容・実現可能性・費用対効果について	との意見があった。」とし、また、
・対策強度(高位・中位・低位)の WG 間の整合について	p. 90、16 行目に「更に対策・施策の

・基本問題委員会における省エネ対策との整合について	精査を行い、2013 年以降の地球温暖
・2013 年以降の火力発電の建設を見据えた基本的な考え方について	化対策・施策に関する計画を策定す
など	る必要がある。」といたしました。
【総論】	
○これまでの部会・小委員会では広範にわたる議論が行われてきて	議論となった部分については委員の
おり、議論・検証が十分に行われていない内容についても本報告書に	意見をしっかりと記述したいと考え
含まれている。記載にあたっては、これまでの検討の中で議論が尽く	ております。
された点、議論が尽くされていない点について明確にお示しいただき	なお、高位、中位、低位のケース分
たい。また、議論尽くされていない点については、今後の取り扱いに	けにつきましては、5/28 合同会合の
ついても明確に示していただきたい。	資料3p.35、28 行目において「今後
(議論が尽くされていない点)	更に検討の余地があるのではないか
・対策、施策の内容・実現可能性・費用対効果について	との意見があった。」とし、また、
・対策強度(高位・中位・低位)の WG 間の整合について	p. 90、16 行目に「更に対策・施策の
・基本問題委員会における省エネ対策との整合について	精査を行い、2013 年以降の地球温暖
・2013年以降の火力発電の建設を見据えた基本的な考え方について	化対策・施策に関する計画を策定す
	る必要がある。」といたしました。
政府の2020年の中期目標「前提条件付き25%削減」はまだ生き	御指摘を踏まえ、「はじめに」に「我
ており、これをどうするのかが今回の報告書の最大のポイントである	が国は、第4次環境基本計画(平成
と思う。だが、2020年時点の原子力発電の割合に関して総合資源	24年4月27日) において、長期的な
エネルギー調査会基本問題委員会が考え方を示していないことから、	目標として 2050 年までに 80%の温
地球環境部会では中期目標の見直しに関しては現段階ではほとんど議	室効果ガスの排出削減を目指すこと
論しておらず、結果として報告書(素案)にもそれについての記述が	としている。 2020 年及び 2030 年ま
ない。そして報告書のタイムリミットが迫っているという大変残念な	での国内排出削減対策の検討に当た
状況にある。ただ、暫定的なものにせよ国立環境研究所の試算では、	っては、2020 年及び 2030 年が 2050

2030年時点での原発0%や原発15%のケースでは2020年に	年80%削減に向けた通過点であるこ
25%削減はほとんど無理であることが示された。そうであるならば	とを踏まえ、仮に 2020 年及び 2030
報告書ではその辺の事情を率直に説明し、「2020年代の早い時期に	年までの削減量が小さかった場合に
25%削減を達成できるように最大限の努力をしていく」といった趣	は、将来により大きな削減が求めら
旨の文章をどこかに盛り込む必要があるのではないか。	れことから、着実な排出削減が重要
これに関して2013年以降は森林吸収や京都メカニズム、二国間オ	であるという点に留意すべきであ
フセット・クレジット制度でどの程度の削減を目標にするのかについ	る。」と記述しました。
ても記述する必要があると思う。	2013 年以降の森林吸収源対策や海外
	における排出削減については、それ
	ぞれ、7. の「(森林吸収源分野の国
	際交渉の結果)」、8.の「(今後の海
	外における排出削減の考え方)」に記
	載しております。
報告書について、個別項目の修正は特にありませんが、あらためて報	報告書の構成につきましては、検討
告書を読んだ印象を以下に列記します。	の経緯、温暖化の影響、国際的な議
	論の状況、温暖化対策の進捗状況、
①報告書の章立てですが、	2050 年の社会像といったことを踏ま
6章を「はじめに」の次に持ってくるようにしないと、全体の印象が	えた上で、国内排出削減対策を理解
とても薄くなってしまうように思います。	すべきと考えられることから、原案
②1章の検討経緯、検討プロセス、2章の科学的知見、	のままとしております。
3章国際交渉の状況、さらに4章、5章も6章の補足説明として位置	なお、原発の想定については、エネ
付け、後ろに置くべきです。	ルギー・環境会議の基本方針を踏ま
③原発比率などの選択は、中環審としての立場を明確にして、事前に	え、総合資源エネルギー調査会基本
総合資源エネルギー調査会と合わせる必要はありません。	問題委員会で検討されている数値を

違いがあれば、エネルギー・環境会議で、調整するのが筋だと思いま		用いると記述しております。
す。		
(各所に記載されている部会・小委員会での主な意見について)		
各所に、部会・小委員会での主な意見がありますが、この意見につい	国民が判断するにあたっての重要な情報	本資料を御覧ください。
てのコメントがありません。	ですので、更なる整理が必要です。	
聞きっぱなしなのでしょうか。報告の中で解決したもの、今後の課題		
として残ったものに分類してセイルすべきではないでしょうか。		
(新設要望)		
選択肢原案評価の具体的なプロセスとして、「2013年以降の対策・施		「2013 年以降の対策・施策に関する
策に関する検討小委員会における検討方針(H24.2.22)、(3)複数の選		検討小委員会における検討方針」、
択肢の原案等を評価する際の観点」に基づいて選択肢の原案評価が行		「(3)複数の選択肢の原案等を評価
われる必要がある。今後、報告書素案に「(6)複数の選択肢の原案の評		する際の観点」の観点も踏まえつつ、
価」(p82) の内容が書き加えられる際には、これらの観点も報告書に		6. (6) を記述しました。
記載しておく必要がある。		また、各選択肢の原案におけるエネ
また、これらの観点に基づいて選択肢の原案等を評価するにあたって		ルギー消費量や温室効果ガス削減量
は、各 WG の検討結果をベースにシミュレートされた国立環境研究所		等についても6.(6)に記述しまし
AIM プロジェクトチームによる 2020 年と 2030 年の一次エネルギー消		た。
費量、GHG 排出量、発電電力量などの数値(量、内訳)の見通しなど		
が、評価のための素材となった情報として「6.2020年及び2030年ま		
での国内排出削減対策の複数の選択肢の原案」の章において記載され		
ている必要がある。		
(エネルギー・環境会議との用語の統一)		御意見を踏まえて、修正いたしまし
本報告書の提出先がエネルギー・環境会議であることを鑑みれば、エ		た。

ネルギー・環境会議で決定された基本方針等で使われている用語との	
整合性にも配慮し、本報告書をまとめることが望ましい。	
例えば、報告書案の p57 の「④エネルギー転換部門」に記載されてい	
るエネルギー供給 WG の個別項目の見出しの部分で、H24.5.28 時点の	
報告書素案では、当初用いられていた「化石燃料のクリーン化」や「コ	
ジェネ等分散型電源」などから変更されているが、これらはエネルギ	
一・環境会議側と合致する元の用語に戻すべきである。	

〇目次について

修正案	修正理由	御意見に対する対応
目次についてですが、まずは、地球環境部会での審議結果を冒頭に		選択肢を検討するに当たって、検討経
持ってくるべきだと思います。		緯を冒頭に示すことは重要であると
原案目次の1から4については、参考事項でよいと思います。必要		考えており、また、科学的知見や交渉
なときに読めばいいのです。		の状況をしっかりと示すことが重要
(目次案)		との意見も踏まえまして、原案のまま
1 2050年を長期目標とした低炭素社会の将来像		とさせていただいております。
2 国内温室効果ガス排出減対策の選択肢		
(ここに、選択肢を設定した根拠を説明すること。)		
3 国内排出減対策の検討		
(1) 産業~~~(6) 分野横断		
4 各選択肢における温室効果ガス排出削減量と経済効果・負担		
5 各選択肢における比較		
温室効果ガス排出削減量、原発再稼働による原発依存度、国		

口在相内库入	
民負担の度合い	
6 参考	
(1) 検討経緯 $\sim\sim\sim$ (4) これまでの取り組みと排出量、	
吸収量	
(5) 吸収源対策	
(6) 国際貢献による排出減	
(7)適応策	
2ページ1行目	
このページは冒頭で(2)国内温室効果ガス排出削減に関する部門別	御意見を踏まえて、6.(3)①産業
の検討として各 WG の要旨を載せる形だが、低炭素ビジネス WG で	部門において、「拡大する低炭素ビジ
は、「排出削減の影響度」だけでなく、グリーンビジネス全体の展開	ネス市場」について記述いたしまし
について言及している。製造業のプロダクト、プロセスの両面に加え、	た。
関連イノベーション分野への波及についても触れている。こうした点	
は「排出削減の影響度」というよりも、低炭素社会のプラス面である	
ことから、「国内温室効果ガス排出削減に関する部門別の検討」の中	
の各 WG 報告の中で一括して記載するよりも、21 行目に(3)「国内温	
室効果ガス排出削減が生み出す新たな需要と市場(仮)」といった形で、	
追加記載したほうが、読み手の国民に伝わりやすいのではないか。	
対象となるのは「低炭素ビジネス」だけではなく、「業務・家庭」「エ	
ネルギー転換」などの WG の提言の中にも、需要拡大、市場拡大の	
要素が含まれていると思うので、部門ごとに「新たな需要と市場」を	
書くか、あるいは一括して記載することでも、どちらでもいいと思う。	
同様に、19ページのところでも(2)の次に新たな(3)を挿入して、「国	
内需要の拡大、市場の拡大(仮)」としてプラス面の効果(雇用拡大を含	

む)を記載してもらいたい。		
1ページ		
※5月16日の部会小委員会合同会合及び・・・を反映したもの	注記として、素案の中身が 5/16 ならびに	委員意見に対する対応については本
	5/23の議論、書面意見を反映したものとさ	資料を御覧ください。
	れているが、反映されていない委員意見が	
	あり、その理由も明確にされていないこと	
	から、この注記は適切でなく、削除すべき	
	である。	
	また、最終的な報告書の取りまとめにあた	
	っては、委員からの意見の反映状況につい	
	て、事務局からの明確な説明が必要である。	

〇1. 検討経緯・検討方針・検討プロセスについて

修正案	修正理由	御意見に対する対応
4ページ16行目		
····を設置することを決定し、 <u>た。</u> 更に 8 つの 小委員会は、その議論	各分野の有識者による WG は中央環境審	御意見を踏まえて修正いたしました。
<u>にあたり、各分野の有識者による</u> ワーキンググループ (WG) (下図)	議会のもとに設置された会議体ではなく、	
<u>を設置して</u> からの報告を適宜受けながら、議論を積み重ねてきた。	議論も非公開であったことなどを考慮し、	
	その位置付けを明確化するため。	
4ページ24行目		
·・・・慮すべき事項」を <u>、とりまとめた。また、</u> 同年 12 月には、 <u>総合政</u>	昨年 12 月に地球環境部会がとりまとめ	御意見を踏まえて修正いたしました。
<u>策部会における第四次環境基本計画の検討に向けた</u> 「地球温暖化に関	た「地球温暖化に関する取組」は、総合政	
する取組」をとりまとめ、今後の地球温暖化対策の基本的な方向性を	策部会での第四次環境基本計画の検討に向	

	T	T
明らかにしてきた。	けて作成されたものであったと認識してい	
	るが、現状の表記では地球環境部会の意見	
	具申であるとの誤解を招く可能性があるた	
	め。	
5ページ3行目		
これを受けて同年4月18日には、総合政策部会において第4次環境	第 4 次環境基本計画の検討プロセスを明	御意見を踏まえて修正いたしました。
基本計画の答申がとりまとめられ、	確化するため。	
6ページ5~9行目		
選択肢の原案の策定に当たっては、まず、これまで行ってきた対策・	これまで行ってきた対策・施策の進捗状	御意見を踏まえて修正いたしました。
施策の進捗状況や効果の評価・分析、低炭素社会の将来像の検討を行	況や効果の評価・分析についてはまだ十分	
った。 い、その上で、国内対策の中期の数値目標、必要な対策・施策、	な議論・作業がされていないため。	
国民生活や経済への効果・影響などを選択肢の原案毎に提示すること	また、選択肢の原案に対する評価案につ	
とした。その際、選択肢の原案に対する評価案についても併せて提示	いても同様に、まだ十分な議論・作業がさ	
<u>した。</u> することとした。	れていない。早急に実施すべき。	
7ページ2~4行目		
特に、省エネ、再生可能エネルギー、化石燃料のクリーン化、需要家	原子力の選択肢をはじめ、基本問題委員	御意見を踏まえて修正いたしました。
が主体となった分散型エネルギーシステムへの転換について、総合資	会の検討と軌を一にして政府として一体と	なお、両委員会は、それぞれの所掌、
源エネルギー調査会基本問題委員会のエネルギーミックスの選択肢	なった検討を進めていることをしっかりと	目的、観点から審議を行っていること
の検討と表裏一体で進め、その内容と整合を取り、地球温暖化対策の	明示すべき。	から、「その内容と整合を取り」につ
観点から、その効果を可能な限り定量的に評価・分析することとした		いては記載しておりません。
7ページ12行目		
(4) 選択肢の原案を検討するに当たっての基本的考え方について		議論となった部分については委員の
(意見)		意見をしっかりと記述したいと考え

「3つの基本的考え方」については、大切なことが記載されている と考えるが、この考え方に基づいて、部会で十分な議論がなされなか った部分があるという事実を、報告書に記載すべき。

各委員の間で議論が分かれた部分や、部会の総意でない部分については、該当する各所に明記し、国民に誤解を与えることの無いようにお願いしたい。

なお、5章、6章を作成するにあたっての要望事項として、ここで 述べられている「基本的考え方」をきちんと行うという観点から、と りわけ以下の点を踏まえた記載をお願いしたい。

- ○経済影響については、プラス面だけではなく、国民負担の増加、産業構造の変化、負担者と受益者、世代間の公平性など、マイナスの部分についても分かりやすく説明頂きたい。特に電気料金の高騰など国民生活に多大な影響を及ぼす部分についてはしっかり記載すべき。
- ○各 WG 分野で議論された対策・施策の強度が必ずしも一致しておらず、削減費用のデータについては別途精査が必要。
- ○経済への影響・効果分析についての記載にあたっては、結果だけでなく、モデル分析には限界があり、不確実性が伴うことや、様々な前提条件、留意事項が存在することについても説明いただきたい。とりわけ FIT については、IRR と最終的な再エネ普及量の関係は不明であり、必要な系統増強コストの議論もこれから。一方、今回の中

ております。

6.(4)「各ケースの経済への影響・効果分析」において、経済モデルによる分析結果として、GDPや家計支出、電力価格等への影響・効果について記述しております。

なお、高位、中位、低位のケース分けにつきましては、5/28 合同会合の資料3p.35、28 行目において「今後更に検討の余地があるのではないかとの意見があった。」とし、また、p.90、16 行目に「更に対策・施策の精査を行い、2013 年以降の地球温暖化対策・施策に関する計画を策定する必要がある。」といたしました。

経済モデル分析については、「経済モデル分析結果の提示に当たっての留意点」等を記述しております。

なお、経済モデルでは、炭素価格を組み込み、エネルギー価格に炭素価格を上乗せすることにより、エネルギーと資本の代替等を通じ、CO2削減が進むと取り扱い、こうした炭素価格を導入することの経済影響をCO2削減

環審の試算では、ある IRR や系統条件等の仮定の下で、再エネの普		の影響としております。
及が目標量に達するとして経済影響を算出している。よって国民に		6. (3) ④「エネルギー転換部門」
対してミスリードの無い様に、試算の前提条件や留意事項等につい		においては、3Eの観点についても記
ては結果と共に報告書に明記すべき。		述しております。
FIT の負担の在り方についてもモデルの中でどのように設定・計算		
されているか明確にすべき。		
○エネルギー転換部門の検討に関する記載については、経済成長やエ		
ネルギー安定供給といった3Eの視点が見えるような記載として頂		
きたい。		
7ページ 29 行目		
③ 地球温暖化対策は、我が国の経済成長、国際競争力の確保、雇用		小委の検討方針から引用したもので
の促進、エネルギーの安定供給、地域活性化を通じグリーン成長を実		あるため、原案のままいたしました。
現するという視点とともに、経済活動や国民生活様式の転換、技術革		
新、低炭素消費の促進など持続可能な発展に資するという視点 <mark>から</mark> を		
踏まえるとともに、国民負担の最小化と、新たな安定的投資市場を育		
成する民間資金活用型の新しい金融の仕組み等を導入することで、国		
民各界各層の理解と協力が得られるよう、経済活動・国民生活に及ぼ		
す影響・効果を分かりやすく示す		
9ページ		
(4) の後に追加		
2020 年、2030 年の削減目標について	鳩山前首相による「2020 年 25%削減」は、	2020 年目標はまさに中環審で御議論
(1)2020 年 25%削減との関係	国際的にカンクン合意にも明記された日本	をいただき、国民的議論を経て、エネ
政府は、他国の行動を前提に、2020年に25%削減の目標を国連に	の目標となっている。今回決定する 2020 年	ルギー・環境会議において決定される

提出し、カンクン合意に位置付けられている。これに対し、今回選択 肢として示す、2020年の数値目標は、国際動向にかかわらず、国内 で実施する目標と位置付けられる。2020年の目標は、吸収源対策や 国際貢献分と合わせ、日本は引き続き2020年25%削減目標を維持す る方針である。

目標が、25%削減目標とどのような関係に あるのかを説明されなければ、国際社会に 混乱をもたらす。

国際的には各国の 2020 年目標の引き上げをしている時であり、日本は 25%削減を引き下げるべきではない。今回の 2020 年目標は、国内真水目標として決定するものであり、吸収源対策や国際貢献分を含め日本として 25%削減する基本方針を維持し、それを明記するべきである。

こととされており、現時点で確定的に 予断できるものではありませんが、御 意見を踏まえ、「はじめに」に「我が 国は、第4次環境基本計画(平成24 年4月27日)において、長期的な目 標として 2050 年までに 80%の温室 効果ガスの排出削減を目指すことと している。 2020 年及び 2030 年まで の国内排出削減対策の検討に当たっ ては、2020年及び2030年が2050年 80%削減に向けた通過点であること を踏まえ、仮に 2020 年及び 2030 年ま での削減量が小さかった場合には、将 来により大きな削減が求められこと から、着実な排出削減が重要であると いう点に留意すべきである。」旨を記 載しました。

(2)2050年80%削減の長期目標との関係

2050 年 80%削減の目標に向けた通過点として、2020 年、2030 年は、 着実な削減をしているものでなければならない。目標が低い場合は、 将来により大きな削減をすることが求められ、また、累積排出量が増 える結果となる。また、IEAが、対策を後回しにすればそれだけコス トが上昇すると指摘していることや、対策が遅れれば2度目標を達成 する可能性は失われていると指摘していることなども留意して決定 することが求められる。

今回の選択肢原案それぞれが、2℃目標や、80%削減目標を達成するための通過点としてどのような意味を持つのかについての説明を加えるべきである。低い削減数値であるほど、将来により大きな削減をしなくてはならず、累積排出量は増え温暖化を進めることに寄与してしまうこと、さらに、対策を後回しにすればそれだけコストが高くなるとのIEAの知見や、2017年には2度目標を達成する排出をロックインしてしまうとのIEAの知見についても説明し、気候変動対策における数字の意味を説明するべきである。そうでないと、国民には数字の意味がよく理解しにくいと考えられる。

御意見を踏まえ、「はじめに」に「我が国は、第4次環境基本計画(平成24年4月27日)において、長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしている。2020年及び2030年までの国内排出削減対策の検討に当たっては、2020年及び2030年が2050年80%削減に向けた通過点であることを踏まえ、仮に2020年及び2030年までの削減量が小さかった場合には、将来により大きな削減が求められことから、着実な排出削減が重要であるという点に留意すべきである。」と記述しました。

3. 数値目標の性質・位置づけ、今後の見直し

選択肢で示され、夏に決定される 2020 年、2030 年の温室効果ガス 排出削減目標は、決定後、法律に明記される。

なお政府は、数値目標は、今後の科学的知見や国際動向に応じて、 定期的に妥当性を見直すものとする。

今夏に数値目標が決定された場合、その | 10. において、「2013 年以降の地球 数値がどう位置付けられるのか明確ではな い。京都議定書第2約束期間にも参加しな い。また、既存の地球温暖化対策基本法の | ギー基本計画が3年に一度見直され 改正において数値目標が記載されるかどう かも明らかではない。国内の拘束力ある目 標と位置付けるため、(法的な位置づけ)明 確化、確かな拘束力の必要性を求めておく ことが必要。

来年の IPCC・AR5 などの新たな科学的知見 も踏まえ、目標を見直し引き上げをするこ とも検討可能なよう、レビューのプロセス を入れて、2020年、30年までに適宜、目標 の妥当性を評価することが重要。

温暖化対策・施策に関する計画を策定 する必要がある。」、「加えて、エネル ることから、これと同じタイミングで 当該計画における各対策・施策の進捗 状況等を点検し、必要に応じ計画を見 直し、強化を図っていく必要がある。」 と記述してあることから、原案のまま といたしました。

9ページ(4)に追加

「地球環境部会は、2050 年 80%削減を実現するため、2030 年におよ | 中央環境審議会地球部会として提示する選 そ 25%以上削減可能な選択肢原案を示すこととした。その上で、原子 炉は原則40年で廃炉とし、原子力発電への依存度を低減するという 政府方針(細野環境大臣からの依頼)を踏まえて、選択肢原案を示す」 ことを明確に表現する必要がある。

択肢原案の基本的考え方を明示する必要が ある。

左記の考えによると、原子力比率を 15%で | 考えております。 の中位と高位を中心に、0%高位、20%中位の 選択肢を提案するのが良いと考えられる。

中央環境審議会として、どのような選 択肢を提示すべきかについては、御議 論の結果を踏まえて、記述をしたいと

他との関係で示す選択肢は、参考とするか、
他の委員会等で示されたものであるので選
択肢に加えたことを明示するのがよい。

〇2. 温暖化に関する科学的知見について

修正案	修正理由	御意見に対する対応
全体をもっとコンパクトにすべき。	全体が長すぎるため。	当該部分は重要であり、しっかりと記
(ボリュームを半分程度にしてはどうか)		述すべきとの意見もあり、原案のまま
		といたしました。
9ページ18~21行目		
(第2章~第4章の記載が多すぎるため、主要文献および概要を数行	先進国の削減レベルについては	御意見を踏まえて修正いたしました。
程度で紹介する程度に簡略化すべきだが、書くとすれば、誤解を生ま	IPCC-AR4-WG3 報告書第 13 章の「13.3.3.3	ただし、文末は、全体のトーンを揃え、
ぬよう以下のように修正すべき。)	Implications of regime stringency:	「紹介」ではなく「示している」とい
	linking goals, participation and timing	たしました。
また、同様に、さまざまな安定化温度レベルについての研究結果を集	で言及されているが、その位置付けはあく	
約し、温室効果ガス安定化濃度を 450ppm 以内にとどめる場合には、	まで何人かの学者による分析結果の集約を	
先進国は 2020 年までに 1990 年比で 25~40%、2050 年までに 80~	紹介しているだけに過ぎず、IPCC が必要な	
95%の排出削減、途上国はベースラインからの大幅な排出削減が必要	削減量を示しているかのような誤解を招く	
であるとの分析結果を紹介している。	記載は避けなければならない。	
	また、25~40%、80~95%といった数字	
	は、ある前提の下での先進国と途上国との	
	間の「努力分担」であるため、恣意的な数	
	字であると言える。	

○3. 国際交渉の状況について

修正案	修正理由	御意見に対する対応
全体をもっとコンパクトにすべき。	全体が長すぎるため。	当該部分は重要であり、しっかりと記
(ボリュームを半分程度にしてはどうか)		述すべきとの意見もあり、ほぼ原案の
		ままといたしました。
13ページ11~14行目		
京都議定書に関しては、第二約束期間の設定に向けた合意が採択さ	削減目標を設定しなかった事実は、前の	当該箇所はCOP17の成果という事実
れ、第二約束期間には削減目標を設定しないとの我が国の立場も合意	文章に記載済み。後の文章とつなげるので	関係のみを記載することとし、原案の
文書に反映された。これにより、日本は削減目標に縛られることなく、	あれば、「我が国は削減目標に縛られること	とおりとしました。
引き続き真摯に温暖化対策を進めていくことが可能となった。	が無くなった」という事実を記載すべき。	
13ページ16~20行目		
我が国は従来、すべての主要排出国が参加する公平かつ実効性のある	国際的議論に対しては、戦略的な関与が	当該箇所は削除いたしました。
国際枠組みの構築を訴えてきており、引き続き、同会合で得られた成	重要であり、貢献度合いについてはまさに	
果を踏まえ、新たな法的文書の実施を待つことなく、カンクン合意の	これから議論していくことであるため。	
下で温暖化対策を強化し、引き続き着実に実施するとともに、新たな		
法的枠組みの構築に向けた国際的議論に <u>戦略的に関与して</u> いくこと		
が必要である。		
13ページ17行目		
引き続きカンクン合意の下で温暖化対策を 強化し、引き続き 着実に実	「強化」の定義が曖昧であること、なら	当該箇所は削除いたしました。
施するとともに、	びに「温暖化対策を強化するかどうか」に	
	ついて議論も行っていないことから、「強	

	T	T
	化」という言葉を使うべきではない。	
13ページ37行目		
(国際的文脈の前に追加)		
参考資料6頁に、「低炭素社会に向けた世界の流れ」が紹介されてい	国際交渉に参加する各国の国内政策が国	御指摘の趣旨を踏まえ、「(本検討の際
る。これに韓国を加えて、世界の流れの実情と進捗状況を記述してお	際交渉に影響を与えている。今回の日本の	に考慮すべき国際的文脈)」の項目内
くべきではないか。	環境エネルギー政策の選択も、こうした各	に韓国を含め各国の低炭素社会構築
	国の取組みを認識した上で、国際社会の加	に向けた政策の事例を追記しました。
	速的変化の可能性を踏まえて行うべき。	
1 4ページ9行目		
京都議定書第二約束期間に削減目標を設定しない先進国を含め、先進		御意見を踏まえて修正いたしました。
国は、コペンハーゲン合意に基づいて 2020 年削減目標の履行を約束		
している。カンクン合意とそれに基づく一連の COP 決定が実施の規則		
を定めている。我が国も、コペンハーゲン合意に賛同を表明し、2020		
年の削減目標を設定し、履行することを約束しており、新たな法的文		
書が発効する 2020 年までの間も、2020 年の排出削減目標を国際社会		
<u>に示し、その目標を</u> 誠実に履行することが求められている。		
14ページ10~14行目		
京都議定書第二約束期間に削減目標を設定しない先進国を含め、先進	2020 年削減目標の履行を約束"とは、言い	コペンハーゲン合意の記述に従った
国は、コペンハーゲン合意に基づいて中期的な温暖化対策の強化が求	過ぎではないか。カンクン合意でも数値目	記述であり原案どおりとしました。
<u>められており、</u> カンクン合意とそれに基づく一連の COP 決定が実施の	標に向けた実施は「留意」との表現に留ま	
規則を定めている。(以下、削除)	り、目標値も参考扱いとなっている。	
	本文脈で述べるべきことは、数値目標の	
	履行ではなく、中期的な温暖化対策を実施	
	していくことが国際的にも必要であること	

	で十分である。	
14ページ14行目		
(追加)		
○ 現在我が国が国際的に約束している 2020 年の削減目標は、コペ		「(本検討の際に考慮すべき国際的文
ンハーゲン合意の後に提出したいわゆる「前提条件付き 25%目標」		脈)」の記載内容を修正したことに伴
であるが、これに関して、本年3月、「我が国は現在、東日本大震災		い、条約事務局への通報及び今後の対
及び福島第一原発事故を踏まえたエネルギー政策、温暖化対策の見直		応に係る記載の箇所を見直しました。
し作業中であり、目標の詳細情報は後日提出する」旨、条約事務局に		
通報したところである。今後、国民的議論を経た後にエネルギー・環		
境会議において新たなエネルギー政策、温暖化対策が取りまとめられ		
次第、見なおし後の目標とそれを達成する施策の詳細について国際的		
に説明することが求められている。_		
14ページ23行目		
(削除)		「(本検討の際に考慮すべき国際的文
○ 現在我が国が国際的に約束している 2020 年の削減目標は、コペ		脈)」の記載内容を修正したことに伴
シハーゲン合意の後に提出したいわゆる「前提条件付き 25%目標」		い、記載箇所を見直しました。
であるが、これに関して、本年3月、「我が国は現在、東日本大震災		
及び福島第一原発事故を踏まえたエネルギー政策、温暖化対策の見直		
し作業中であり、目標の詳細情報は後日提出する」旨、条約事務局に		
通報したところである。		
14ページ31行目		
2020 年以降の枠組み交渉にお ける我が国の発言力を高めるよう <u>いて</u>	わが国が温暖化対策を着実に実施してい	御意見を踏まえて修正いたしました。
は、気候変動の抑制に向けて、温暖化対策を着実かつ真摯に実施して	ることを国際的にきちんと示していくこと	

いることを国際的にも示していく必要がある。	は非常に重要であるが、「枠組み交渉におけ	
	る我が国の発言力を高める」ことが目的で	
	はない。	
(COP17 の <u>結果<mark>成果</mark>)</u>		
1 4ページ3 3行目		
○ 特に、すべての締約国に適用される新たな法的枠組みに関し、法	第3章は、国際的に置かれている日本の立	御意見を踏まえ、事実関係を記載して
的文書を作成するための新しいプロセスである「ダーバン・プラット	ち位置を確認する章であると認識してい	いる部分については主観的な表現を
フォーム特別作業部会」を2012年前半に立ち上げ、可能な限り早く、	る。	極力避け、事実関係に即した記載とす
遅くとも 2015 年中に作業を終えて 2015 年に採択し、2020 年から発	そのため、主観を取り除いた事実関係、及	る方向で修正しました。
効させ、実施に移すとの道筋が合意された ことは重要な成果である 。	び国際的文脈として読み取るべきものとい	一方、「本検討の際に留意すべき国際
	う視点での整理が必要。	的文脈」において、これまでの各委員
15ページ17行目	読み取るべきものは、国際的な排出削減対	の御意見により留意すべき点として
○ COP16 で確認 <mark>合意</mark> された工業化以前からの全球平均気温上昇を 2	策の重要性を認識しつつ、国際枠組交渉の	記載されている箇所への追加的な御
度未満 <u>の抑制を目指す長期的なビジョン</u> に抑えるという締約国が目	駆け引きの中で国益を損なうことなく如何	意見については、原案に加えて頂いた
指す長期目標や G8 における <u>確認事項</u> 合意等に照らして、低炭素経	に戦略的に対処するか、資源輸入国である	御意見を追加しています。
済・社会への移行に向けて長期的に大幅な排出削減が必要であること	我が国が如何に国際社会との関係を構築し	
は、国際社会の共通する認識となっている。 カンクン合意に基づき	ていくかという視点であるべき。	
2013-15 年に実施される長期目標の再検討を受け、今後さらに長期目		
標を強化することについて検討が予定されていることにも留意が必		
要である。		
2 4 行目		
○ 他方で、新たな法的枠組み交渉を開始することを決定した COP17		

の決定でも、各 25 国が現在約束している排出削減対策を積み上げても、その水準がこうした長期目標を達成するのに十分なものではないことが国際的に確認されているように、各国の社会経済状況に応じた温室効果ガスの排出削減対策において、持続可能な発展を目指した環境と経済の両立のバランスが如何に困難であるかという現実に直面している。新たな法的文書策定プロセス(2012-15年)と併せて、この削減水準の引き上げの作業を進めることも合意されており、対策の野心レベルの引き上げと早期の対策導入が世界的に求められている。

31行目

○ 京都議定書第二約束期間に削減目標を設定しない先進国を含め、 <u>我が国を含む</u>先進国は、コペンハーゲン合意に基づいて 2020 年削減 目標の履行を表明約束している。カンクン合意とそれに基づく一連の COP 決定が実施の規則を定めている。我が国も、コペンハーゲン合意に賛同を表明し、2020 年の削減目標を設定し、履行することを約束しており、新たな法的文書が発効する 2020 年までの間も、国際社会の中で誠実に排出削減対策を実施していく 2020 年の排出削減目標を 国際社会に示し、その目標を誠実に履行することが求められている。

16ページ4行目

○ カンクン合意に基づく MRV のガイドラインをはじめ一連の国際ルールで、我が国の<u>削減目標達成に向けた取組みは</u> 2020 年の削減目標 は国際的な審査と評価の対象となる。これまでの京都議定書第一約束 期間と異なり、削減目標を達成するための施策、その効果、進捗状況 などについて、2年に一度報告し、専門家の審査を受けることに加え、他国からの評価を公開の場で受けることになる<u>ため、我が国の取組みが正当に評価されるような理解活動が必要である</u>。それゆえm設定した削減目標について、国内においても目標の進捗、効果を定期的に評価・検証し、必要な場合追加的な対策をとる仕組みが必要である。

○また、先進国では、EU が「20-20-20 目標」(2020 年までに温室効果ガス 20%削減、省エネ 20%、再エネ 20%)を掲げ、イギリスがカーボンバジェットの策定、ドイツが 2020 年 40%削減の目標を提示するなどの野心的な政策を次々と打ち出している、また、その他の国においても、コペンハーゲン合意において中国やインドが GDP 当たりCO2 排出量の目標を掲げ、韓国では排出量取引制度を導入することとしている。我が国の目標及び施策の決定においては、世界各国において低炭素社会構築に向けた政策が確実にとられていることを考慮に入れるべきである。

20行目

○ 今後の国際交渉においては、2020 年から発効するすべての国に適用される新たな法的文書のできるだけ早期の採択に向けたて議論に 戦略的に対応貢献していくことが重要である。その際、条約の究極的な目的を尊重し目標にむけた排出削減の野心のレベルを最大限古城させつつ、我が国の国益が損なわれないすべての国による参加を確保しうる仕組みとする必要がある。このため、枠組みの構築に向けた交渉において、ける我が国がの立場に与える影響を考慮した目標の設定 「○また・・入れるべきである。」に つきましては、国際的な状況を把握す ることは重要であり、複数の委員から もその旨指摘があったことから、原案 のままとしました。

「我が国の国益が損なわれない」については、「世界全体での温室効果ガス 大幅削減を確実なものにする」としました。 と施策の決定が必要であるとともに、気候変動の抑制に向けて、温暖 化対策を着実かつ真摯に実施していることを国際的にも示していく 必要がある。

(涂上国支援)

30行目

○ 排出削減等の温暖化対策に取り組む途上国や、気候変動の影響に対して脆弱な途上国を支援するため、我が国は、2009 年末の COP15 において、2010 年から 2012 年末までの 3 年間で官民合わせて概ね 150億ドル規模の資金支援の実施を表明し、2012 年 2 月までに概ね 132億ドル以上の支援を実施してきた。こうした我が国の貢献が開発途上国における温暖化対策により有効に使われることで我が国の国際社会での位置付けが高まるよう、途上国支援のための制度案を我が国から提案・発信していくことが重要である。

17ページ4行目

○ また、エネルギー消費の大きい都市の対策は重要であり、我が国 が得意とする高効率省エネルギー技術の自治体・地域における先進駅 な取組を経済発展著しいアジア等の諸都市に普及させていくことも 我が国の国際貢献として大きな意義を有するものといえる。

11行目の後

○ こうした一連の取組みを通じて、エネルギー資源の大部分を海外 に依存しなくてはならない我が国の現状を踏まえ、国際社会の中でバ 「○ こうした一連の・・重要である。」という御意見につきましては、

	T	
ランスの取れた関係構築を維持していくことが重要である。		当該部分は温暖化に係る国際交渉に
		ついて記述する部分であり、エネルギ
		一資源を依存している状況を考慮す
		ることは直接的には関連性が低いこ
		とから、原案のままとさせていただき
		ました。
14ページ30~34行目		
2020 年から始動する予定の新たな法的文書の重要性に鑑み、その策	目標の、施策、国際的な対応に関しては、	「(本検討の際に考慮すべき国際的文
定に向けた交渉において、すべての国が参加する枠組みの構築に向	まさに今議論しているところであり、現時	脈)」の記載内容を修正したことに伴
け、我が国に与えるエネルギーや経済的への影響を考慮した対応が必	点で結論を書けるものではない。	い、記載内容を見直しました。
要である。		
<u>今後の国際交渉においては、2020 年から発効<mark>始動</mark>する予定のすべて</u>		「(本検討の際に考慮すべき国際的文
<u>の国に適用される</u> 新たな法的文書の <u>できるだけ早期の採択に向けて</u>		脈)」の記載内容を修正したことに伴
議論に貢献していくことが重要である。その際、条約の究極目標に向		い、記載内容を見直しました。
けた排出削減の野心のレベルを最大限向上させつつ、すべての国によ		
る参加を確保しうる仕組みとする必要がある。このため、 <mark>重要性に鑑</mark>		
み、その策定に向けた交渉において、すべての国が参加する 枠組みの		
構築に向けた <u>交渉における</u> 我が国の立場に与える影響を考慮した目		
標の設定と施策の決定が必要であるとともに。2020年以降の枠組み		
交渉における我が国の発言力を高めるよう 、気候変動の抑制に向け		
て、温暖化対策を着実かつ真摯に実施していることを国際的にも示し		
ていく必要がある。		
20124年 2 10月までに概ね 132 25億ドル以上の支援を実施してきた。		

15ページ12行目以降		
現在ある文章に、以下のような新たな節をもうける		
(低炭素社会構築に向けた国際的動向)		
気候変動枠組条約の下での国際交渉では、排出削減目標を含む国際制	日本国内では、「国際制度が合意されてい	御指摘の趣旨を踏まえ、「(本検討の際
度への合意は得られてないが、各国内では、エネルギー安全保障やエ	ない」ことは、「諸外国で温暖化対策が進ん	に考慮すべき国際的文脈)」の項目内
ネルギー利用におけるコスト削減、産業の競争力強化等の理由で、低	でいない」と解釈されがちだが、実際には、	に世界各国の低炭素社会構築に向け
炭素社会構築に向けた政策が確実にとられている。	国際合意不在の下でもある程度の対策は着	た政策の事例を追記しました。
例:	手されていることを示した方がよいと考え	
・米国では、連邦政府レベルでは再生可能エネルギー利用割合基準	たため。	
(RPS)を設定していないが、29州とワシントン特別行政区が独自の		
基準を設定している。		
・欧州連合(EU)では、過去5年間に、再生可能エネルギー関連の産		
業における被雇用者が23万人から55万人に増加した(2011年8月		
公表「A Roadmap for moving to a competitive low carbon economy		
in 2050; http://eur-lex.europa.eu/		
LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2011:0112:FIN:EN:PDF)		
・中国では、第 12 次 5 カ年計画でも定められた「2020 年までに炭素		
効率を40~45%改善」という目標を達成するために、州ごとに目標		
を設定した。沿岸域の州は、他の州よりも相対的に厳しい目標を設定		
された。		
15ページ31行目		
○京都議定書第二約束期間に削減目標を設定しない先進国を含め、先	コペンハーゲン合意は 2020 年削減目標の	コペンハーゲン合意では、先進国は

	I	
進国は、コペンハーゲン合意に基づいて 2020 年削減目標 の履行を約	履行を約束しているか?	2020 年目標を「履行することをコミ
東している に向けて真摯に取り組むことになっている。		ットする (commit to implement)」と
		されています。(下記同趣旨意見とも
		併せて修正)
15ページ31行目		
京都議定書第二約束期間に削減目標を設定しない先進国を含め、先進	同内容の文章が重複しているうえ、コペン	御意見を踏まえ、重複部分を削除しま
国は、コペンハーゲン合意に基づいて 2020 年削減目標の履行を約束	ハーゲン合意とカンクン合意の関係も非常	した。(上記同趣旨意見とも併せて修
している。 カンクン合意とそれに基づく一連の COP 決定が <mark>実施の規</mark>	に分かりづらい。過去の交渉経緯としてコ	正)
則を 定めている。実施の規則に従い、 我が国も、コペンハーゲン合意	ペンハーゲン合意に触れるのは良いが、現	
に賛同を表明し、2020年の削減目標を設定し、履行することを約束	在の効力を有している国際交渉の枠組みと	
しており、 新たな法的文書が発効する 2020 年までの間も、2020 年	して使う場合は、カンクン合意に統一すべ	
の排出削減目標を国際社会に示し、その目標を誠実に <mark>履行</mark> 実施するこ	きである。	
とが求められている。		
16ページ12行目		
不要。(全文削除)	国土面積、人口、産業構造、エネルギー効	国際的な状況を把握することは重要
	率(省エネ技術の先進性、CO2の限界削	であり、複数の委員からその旨指摘が
また、先進国では、EU が「20-20-20 目標」 (2020 年までに温室効	減費用等)等あらゆる点で異なる他国の温	あったことから、当該部分の削除はし
果ガス 20%削減、省エネ 20%、再エネ 20%)を掲げ、イギリスがカ	暖化政策を持ち出しても意味がない。	ませんが、御指摘を踏まえ、「我が国
ーボンバジェットの策定、ドイツが 2020 年 40%削減の目標を提示す	仮に、触れるとするならば、各国の削減目	には他国と比べて対策が進んでいる
るなどの野心的な政策を次々と打ち出している。また、その他の国に	標値のみならず、エネルギー効率や限界削	分野もあるとの分析もあること」と記
おいても、コペンハーゲン合意において中国やインドが GDP 当たり	減費用などについての我が国との対比も行	述しました。
CO2 排出量の目標を掲げ、韓国では排出量取引制度を導入することし	うべき。	
ている。我が国の目標及び施策の決定においては、世界各国において		
低炭素社会構築に向けた政策が確実にとられていることを考慮に入		

れるべきである。	
---------------------	--

〇4. 我が国のこれまでの取組と温室効果ガスの排出量及び吸収量の状況について

修正案	修正理由	御意見に対する対応
17ページ14行目		
(各対策・施策の進捗状況) の節は、拡充すべきと考える。	省エネ家電や高燃費自動車等の普及は、	御意見を踏まえて修正いたしました。
特に①「見込みを上回っている」ものや、②見込みどおり、のものの	人々の生活にとっても望ましいと考えられ	
中から、とりわけ排出量削減に効果的で、かつ、人々の生活や企業行	る。このような観点抜きにして、「投資にコ	
動にとっても利益となったと評価できる施策について、いくつか具体	ストがかかる」といった議論だけで、温暖	
的に提示していただきたい。これらの施策が、2020 年に適切な目標	化対策が否定されるべきではないと考えら	
を設定しないことが原因で中途半端に終了してしまうことは、温暖化	れるため。	
対策にとっても、また、人々や企業の利益にとっても、望ましいこと		
ではない。		
17ページ15行目		
各対策・施策の進捗状況について		京都議定書の目標達成のための対
(意見)		策・施策の進捗状況につきましては、
第一約束期間の目標達成のために実施した対策・施策については、件		目達計画の点検において分析が行わ
数のレビューではなく、費用対効果を定量的に分析し、記載すべき。		れており、当該部分は、「京都議定書
		目標達成計画の進捗状況」(平成 23
		年 12 月 20 日)を踏まえて記述してお
		ります。したがって、ここで詳細に分
		析することはしておりません。
19ページ15行目		

	T	Т
(各対策・施策の進捗状況)		京都議定書の目標達成のための対
(意見)		策・施策の進捗状況につきましては、
第1約束期間の目標達成のために実施した対策・施策については、件		目達計画の点検において分析が行わ
数のレビューのみではなく、費用対効果を定量的に分析し、記載すべ		れており、当該部分は、「京都議定書
き。		目標達成計画の進捗状況」(平成 23
		年 12 月 20 日)を踏まえて記述してお
		ります。したがって、ここで詳細に分
		析することはしておりません。
17ページ35行目		
(第一約束期間全体の・・の前に追加)		
気温上昇を2℃に抑制するために、2050 年 90 年比 80%削減の目標	その前の対策施策の見込みが記載されて	御意見を踏まえて修正いたしました。
の達成のために、再生可能エネルギー固定価格買取制度、地球温暖化	いるが、対策の質や量の記述がなく、今後	
対策税、国内排出量取引制度の導入を盛り込んだ地球温暖化対策政府	の削減に十分かとの検討に繋がるものとな	
案が閣議決定され、審議されてきたこと、基本法の制定には至ってい	っていないため、主要政策についてのこれ	
ないが、再生可能エネルギー固定価格買取制度については今年7月1	までの経緯の記述が必要。	
日から実施され、税についても一部であるが秋から実施されること、		
国内排出量取引制度についても検討課題であることを記述しておく		
べき。		
18ページ15~17行目		
また、更なる長期的・継続的な排出削減を目指し、社会経済のあらゆ	今後の対策・施策の方向性について、啓	当該部分は、「第4次環境基本計画」
るシステムを構造的に温室効果ガスの排出の少ないものへ抜本的に	示的に誘導する表現であるため削除。	第4節②京都議定書目標達成計画の
変革させることが必要な状況となっている。	本章は、これまでの取り組みや排出状況	進捗状況から引用したものであり、政
	を客観的に整理するためのセンテンスであ	府としての統一見解となっているこ

	り, 明確な根拠も示さないまま, 対策・施	とから、原案のままとさせていただき
	策に方向付けするような表現は避けるべ	ました。
	き。次章以降の選択肢原案の中で明確な根	
	拠に基づく具体的な案を示すべき。	
21ページ9行目		
また、更なる長期的・継続的な排出削減を目指し、社会経済のあらゆ		当該部分は、「第4次環境基本計画」
るシステムを構造的に温室効果ガスの排出の少ないものへ抜本的に		第4節②京都議定書目標達成計画の
変革させることが必要な状況となっている。		進捗状況から引用したものであり、政
→削除		府としての統一見解となっているこ
		とから、原案のままとさせていただき
		ました。

○5. 2050 年までの長期目標を視野に置いた持続可能な低炭素社会の将来像

修正案	修正理由	御意見に対する対応
23ページ10~11行目		
第4次環境基本計画(平成24年4月27日)において、長期的な目標		御意見を踏まえて修正いたしました。
として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこと		
としている。(先進国共通の目標となっていることに言及する。)		
23ページ17行目		
東日本大震災や原発事故を踏まえ、今後のエネルギー供給は従来の		御意見を踏まえて修正いたしました。
想定よりも厳しいものとなることが予想される。そこで、技術 WG で		
は、改めて低炭素技術の 棚卸(←あまり一般的な言葉でないのでは?		

「利用可能性の再検討」)を行うとともに、		
23~26ページ13行目		
【コメント】		
CO2削減という観点からすると最も厳しい原発ゼロという仮定を置い		御意見を踏まえて修正いたしました。
たという記載がないが、それで良いか?		
23ページ23行目		
技術 WG では、東日本大震災前に検討していた 2020 年、2030 年の社	●ひとつ前の段落 (15 行目~) との記述の	御意見を踏まえて修正いたしました。
会や経済の姿の延長上にある 2050 年の社会や経済の姿を想定し、ど	重複を解消	ただし、原発の扱いについては、上記
の程度の排出削減が可能となるかの 検討を行った。 なお、 検討に当た		対応において記述いたしましたので、
って際しては、下記のような前提を置いた。	●検討に際しての基本的考え方を整理(前	ここでは記述いたしませんでした。
・CO2 削減の点からは最も厳しい原発ゼロという条件を想定	記の原発に関する記述を仮に挿入)	
・80%削減という目標は、エネルギー需要・供給のあらゆる部門で限		
りなくゼロエミッションを目指して初めて到達可能であるとの観点		
から、技術的可能性に重点を置く		
・従って、明らかに非合理と判断される場合を除いては、コストを度		
外視して削減効果を算定		
また、検討する対策がマクロフレーム WG において議論されている 5		
つの社会における温室効果ガスの大幅削減可能性の検討に資するよ		
う、技術 WG とマクロフレーム WG との間で情報交換を行うとともに、		
住宅・建築物 WG、自動車 WG、エネルギー供給 WG 等からの情報提供を		
受けた。		
23ページ31行目		
○ 2050年の住まいの姿としては、住宅本体の工夫、省エネ機器の		御意見を踏まえて修正いたしました。
利用、自然エネルギーの活用、エネルギーの賢い利用などによって、		

必要なエネルギーを本当に必要な分だけ利用する (←無駄を省き必要		
最小限度のエネルギーを利用する)ことで低炭素な住まいを実現する		
とともに、快適性・安全性を高めた住まいが想定される。		
23ページ36行目		
○ 2050年のオフィスの姿としては、建物本体の工夫、省エネ機器		御意見を踏まえて修正いたしました。
の利用、自然エネルギーの活用、エネルギーの賢い利用などによって		
必要なエネルギーを本当に必要な分だけ利用する (←無駄を省き必要		
最小限度のエネルギーを利用する)ことで低炭素なオフィスを実現す		
るとともに、快適性・耐災害性・効率性を高めたオフィスが想定され		
る。		
2 4 ページ		
「5.2050 年までの・・・」の章の構成について	記載されている内容が、WG からの報告事項で	基本的に、WG での議論に沿った指摘
報告書の素案に対して提出された委員からの意見が、「WG からの報告」	あるのか、小委員会や部会の委員からの意見	については、WG からの報告に関する
の中に反映されているケースがある。委員から提出された意見は、記載	であるのかについて、明確化することが必要	部分の修正も行っております。
する位置を p28 の「部会・小委員会における主な意見」へ変更するべき	であるため。	
である。	(本要望は、6. 章にも共通)	
2 4 ページ 1 7 行目		
○ 2050年の発電部門の姿としては、火力発電所は発電効率が極め	●「極めて」という文言は限定的かつ曖昧	御意見を踏まえて修正いたしました。
て高く、需給調整能力に優れたガス火力発電や石炭火力発電が稼働	で誤解を与える(分析では 50%程度である	
し、すべての火力発電所には CCS が設置されていることが必要とされ	のに対して、80%や90%以上という印象を受	
る。再生可能エネルギー発電については、太陽光発電、風力発電、中	けるのでは?) ため削除	
小水力発電、地熱発電、海洋エネルギー発電、バイオマス発電の普及		
が進み、総発電電力量においても <mark>極めて</mark> 大きなウェイトを占めている	●スマート化(情報ネットワークとの統合)	
ことが必要とされる。需要と供給のバランスについては、高度情報化	における最大の課題のひとつはセキュリテ	

	<u></u>	
された通信システムが双方の情報から揚水発電や蓄電池などの蓄電	ィ対策と考える。これは「6.2020年及び	
装置、火力・水力発電所の調整能力を用いて再生可能エネルギーから	2030年までの国内排出削減対策の複数の選	
生じた電力を有効に活用することが必要とされる。但し、情報システ	択肢の原案」の章においても同様なため、	
ムにはサイバーテロといったセキュリティ上の課題があることを十	必要に応じた加筆をお願いしたい。	
分に認識したシステムの設計・セキュリティ対策が必要である。		
2 4ページ1 8~1 9行目		
CO2貯留場所が確保されていることを前提として、すべての火力発	CCSの設置については、CO2貯留地点	「すべての火力発電所には CCS が設
電所には CCS が設置されていることが必要	の調整が国の責任で実施され、貯留場所が	置されていることが必要」としてお
	確保されていることが大前提である。	り、C02 貯留場所が確保される必要が
		あることは明らかであることから、当
		該部分については、原案のままとさせ
		ていただきました。御指摘の内容につ
		いては、6. (3) ④に記述いたしま
		した。
25ページ5~7行目		
・発電部門の将来像について、原子力発電はエネルギーセキュリティ	原子力の話が、「再生可能エネルギー、CC	御意見を踏まえて修正いたしました。
の観点からも一定の割合を見込むケースを検討すべきではないか、再	Sについては」の中身として記載されてお	
生可能エネルギー・CCS について、原子力を活用するなど他のシナリ	り文章としておかしい。また、地球環境部	
オがあり得るのではないか との意見、CCS について、CCS の導入には	会井上委員の発言をより正確に記載いただ	
相当な準備が必要ではないか、CCS に CO2 削減を頼るのは危ういので	きたい。	
はないかとの意見があった。		
25ページ11~13行目		
○ 温室効果ガス排出量については、2050年までに80%削減を達成す	技術 WG の報告では、2050 年 80%削減を達	御意見を踏まえて、第6回小委員会に
るためには、省エネルギー・低炭素エネルギー技術の導入に加え、CCS	成するため、CCSによる炭素貯留を2億トン/	おける RITE 山地理事ヒアリングを踏

による炭素貯留により、2050年までに80%削減を達成する可能性を 見出した。を最大限導入する必要があるが、現状では技術的な不確実 性や安全性への疑問、高コスト等の課題がある。

年見込んでいた。技術 WG の赤井座長も第9 回小委員会において報告した際、「CCS の 2 億Ⅳは大変な数字である」との見解を述べ、 「ここまでやらないと 80%削減はできな | 5. アに記述するとともに、CCSの課 い」との発言していることから、修文案の 表現が適切。

まえて CCS のコストについて記述い たしました。

加えて、技術 WG の前提については、 題については、6.(3)④に記述い たしました。

24ページ21行目

○ 温室効果ガス排出量については、2050年までに80%削減を達成す るためには、省エネルギー・低炭素エネルギー技術の導入に加え、CCS による炭素貯留により、2050年までに80%削減を達成する可能性を 見出した。を最大限導入する必要があるが、現状では技術的な不確実 性や安全性への疑問、高コスト等の課題がある。なお、CCS について は、コストがかかり、発電効率が悪くなるため、CO2 の排出削減目標 が無ければ実行はされないものの、CO21トン当たり 8,000 円以下で できるだろうとの報告(第6回小委員会(平成23年12月21日山地 理事コメント))もあった。

技術 WG の報告では、2050 年 80%削減を達 成するため、CCSによる炭素貯留を2億トン/ 年見込んでいた。技術 WG の赤井座長も第9 回小委員会において報告した際、「CCS の 2 | たしました。 億≥は大変な数字である」との見解を述べ、 「ここまでやらないと 80%削減はできな い」との発言していることから、現時点で ┃ 題については、6.(3) ④に記述い 考え得る課題についても、合わせて記載す る必要がある。

御意見を踏まえて、第6回小委員会に おける RITE 山地理事ヒアリングを踏 まえて CCS のコストについて記述い

加えて、技術 WG の前提については、 5. アに記述するとともに、CCSの課 たしました。

25ページ13行目

・・・・見出した。なお、この検討は、とにかく技術の可能性だけを追求 し、コスト面についてはほとんど、あるいは一切考えていないという ことを、念頭において理解する必要がある。

しく理解をしてもらうため、当該 WG からの 小委員会への報告の際のやりとりを追記す る必要がある。

当該 WG の検討結果や考え方を読み手に正|御意見を踏まえて、第6回小委員会に おける RITE 山地理事ヒアリングを踏 まえて CCS のコストについて記述い たしました。

> 加えて、技術 WG の前提については、 5. アに記述するとともに、CCSの課 題については、6. (3) ④に記述い

		たしました。
26ページ4行目		
○ 今後、更なる低炭素化を目指すには、以下のことを実施していく	●最後の Bullet の内容は、低炭素化を目指	御意見を踏まえて修正いたしました。
ことが望まれる。	すという目的とは直結しないため、削除し、	
・対策技術の開発・普及の障壁の把握とその打開のために必要な方策	課題を追記することにより(文の構成を修	
の検討	正)	
・従来の機器単体の効率向上に加え、エネルギー消費量が少なくても		
満足度を減らさずに済むライフスタイルへの変換、必要なサービスを		
通じ満足度を高められる技術についての更なる検討		
・再生可能エネルギーの大量普及を前提としたエネルギー需給システ		
ムの詳細な設計、など		
○ ここでとりまとめた技術 WG における検討結果は、「6. 2020 年		
及び2030年までの国内排出削減対策の複数の選択肢の原案」に係る		
検討以前にとりまとめたものであるため、2030年までの施策検討結		
果との整合性がとれていない分野もありえる。このため、2030年ま		
での検討で実施された経済性評価の結果、複数シナリオの考え方など		
を視野に入れた再検討を行うことが有益である。		
また、今回の調査に利用した技術データや削減量見積の方法論等を、		
将来の見直しや他機関における検討等の際に有効に利用できるよう		
な、データベースシステムし、適宜更新するような仕組みを構築して		
おくことも有効である。		
27ページ9~11行目		
・運輸部門の将来像について、自動車は2050年にはエコカー等によ		御意見を踏まえて修正いたしました。

り電動化が更に進むのではないかとの意見、運輸部門の一部の燃料は	
2050年でもガソリンなどの液体燃料を必要とするのではないかとの	
意見があった。なお、充電を伴う電動化では、自動車の CO2 排出量が	
電源の CO2 排出源単位に依存する面があり、火力発電に依存する一	
方,再生可能な電力の活用によって CO2 を削減する方法も想定され	
る。	
3 2ページ2 3行目	
【マクロフレーム WG の検討結果に対する部会・小委における主な意	御意見を踏まえて修正いたしました。
見への追加要望】	
どの選択肢をとった場合でも、困難さの度合いに違いはあるものの、	
ある仮定や条件をおけば、2050年の80%削減の実現可能性はあるもの	
として理解したとの意見があった。	
3 3ページ1 7行目	
これを踏まえ、地域づくり WG においては、 地域づくり WG に加えて 土	御意見を踏まえて修正いたしました。
地利用・交通サブ WG、地区・街区サブ WG、物流勉強会の4つの WG と	
ともに勉強会を組織し、地域ごとの取組が特に期待される土地利用・	
交通対策や地域のエネルギー資源の活用等をはじめ、各分野の温暖化	
対策を地域という空間スケールでどのように実施していくかを検討	
した。	
3 4ページ2 5行目	
【追加】	
○今後、高度成長期において構築された社会インフラの改修、メンテ	御意見を踏まえて修正いたしました。
ナンス および更新に要する社会的費用を考慮すると、新たな地域づ	
くりに必要とされるコストはかなり制約されることを考慮すべきで	

はないかとの意見があった。	
3 4ページ2 5 行目	
【地域づくり WG の検討結果に対する部会・小委における主な意見へ	御意見を踏まえて、6.(2)「地域に
の追加要望】	おける国際温室効果ガス排出削減」に
地域づくりにおいては、電気だけでなく、熱エネルギーの面的な有効	御指摘の内容を修正いたしました。
利用の重要性についても指摘する意見があった。	

〇6. 2020 年及び 2030 年までの国内排出削減対策の複数の選択肢の原案

(1) 複数の選択肢の原案作成に向けたケース分けの考え方

修正案	修正理由	御意見に対する対応
3 5 ページ		
「6.2020年及び・・・」の章の構成について	当該セクションに記載される内容について、	特に議論になった内容については、
本章に記載される内容について、「事務局から提示された前提条件(ケー	「事務局から小委員会・部会に対して説明が	「(部会・小委員会における主な意
ス分けなど) や報告事項」、「WG での検討結果」、「委員による意見」とに整	あったもの」、「各 WG が報告したもの」、「各	見)」に委員の意見を記述しておりま
理して記載するべきである。	WG の報告について小委・部会メンバーから意	す。
(例)	見があったもの」に整理するべきである。	また、10.において、「同戦略がま
6.2020 年及び 2030 年までの・・・	なお、個々の委員から発言・提出された意見	とめられ、我が国の 2020 年、2030 年
6-1)事務局説明「複数の選択肢の原案作成に向けたケース分けの考え方」	について、小委員会・部会の場で議論する時	の削減目標が定められた後、本報告書
6-2)地域における国内温室効果ガス排出削減の検討	間は殆ど無く、必ずしも小委員会・部会とし	策定に当たり各 WG 及び小委員会で検
①地域づくり WG からの報告	て合意されたものではないことから、報告書	討を行った対策・施策を踏まえつつ、
②部会・小委員会における主な意見	へ記載するにあたっては、「議論できて共通認	各施策の実現可能性及び国民や経済

6-3)国内温室効果ガス排出削減に関する部門別の検討	識に至ったもの」と「議論できていない、あ	に与える影響・効果等を考慮し、更に
6-3-1) 産業部門	るいは議論したが意見が収斂していないも	対策・施策の精査を行い、2013 年以
①低炭素ビジネス WG からの報告	の」とに整理されることが望ましい。仮にこ	降の地球温暖化対策・施策に関する計
②部会・小委員会における主な意見	のような区分けが困難であれば、毎回、小委	画を策定する必要がある。」と記述し
6-3-2) 運輸部門	員会の後に事務局が作成し、委員に確認をと	ております。
①自動車 WG からの報告	った上で部会へ提出している「検討小委員会	したがって、原案のままとしました。
②部会・小委員会における主な意見	における主な議論について」の内容をそのま	
6-3-3) 業務・家庭部門	ま記載するべきである。	
①住宅・建築物 WG からの報告		
②部会・小委員会における主な意見		
6-3-4) エネルギー転換部門		
①エネルギー供給 WG からの報告		
②部会・小委員会における主な意見		
6-3-5) 非エネルギー起源 GHG 排出削減		
①事務局並びに関係省庁からの報告		
②部会・小委員会における主な意見		
6-4)コミュニケーション・マーケティング施策について		
①コミュニケーション・マーケティング WG からの報告		
②部会・小委員会における主な意見		
35ページ22行目		
エネルギー・環境会議の基本方針では、原発への依存度低減を具体化		御指摘を踏まえて修正いたしました。
するとともに望ましいエネルギーミックスをどのように実現するかに		
ついて複数のシナリオを提示することとして おり、 いる。これに基づ		

き、…		
35ページ		
ケース分けの前に「選択肢を評価する視点」を記載すべき。	ただ単に選択肢が示されても、どのような	ここでは、各 WG において、強度に応
	点で評価したら良いかが示されなければ判	じた3ケースの対策・施策について検
視点としては、下記が望まれる。	断できない。	討を行ったことを記述しております。
①温暖化ガス排出削減レベルが、気候変動防止、2050年目標、及び国		選択肢の評価については、選択肢を提
際的視点で妥当なレベルか。		示した後に記述した方が分かりやす
②将来の温暖化による被害及び為替変動や金融リスク等の経済影響と		いと考えられることから、6. に記載
の比較において、選択肢による経済的影響は許容できるか。		いたしました。
③グリーン成長を促せるものか。		
35ページ		
今回は施策を示せていないことを明記し経済影響も施策を想定したも	2. 今回の経済分析で選択肢を判断されると	今回の検討では、2020年及び2030年
のできないことと明記すべき。今後、主たる施策についても選択肢と	誤った結果となる。	までの対策・施策を提示するととも
して提示し、その施策導入も含めた経済影響評価を行って、選択肢を		に、その結果として試算した CO 2 削
判断すべきであることを記載すべきである。また、今後検討する施策		減量等をもとに、経済モデルによる社
についてはグリーン成長の視点でも検討すべきである。		会や経済への影響の分析、グリーン成
		長の観点からの分析も行っておりま
		す。
		また、10.において、「同戦略がま
		とめられ、我が国の 2020 年、2030 年
		の削減目標が定められた後、本報告書
		策定に当たり各 WG 及び小委員会で検
		討を行った対策・施策を踏まえつつ、
		各施策の実現可能性及び国民や経済

	T	Г
		に与える影響・効果等を考慮し、更に
		対策・施策の精査を行い、2013 年以
		降の地球温暖化対策・施策に関する計
		画を策定する必要がある。」と記述し
		ております。
		したがって、原案のままとしました。
35ページ		
(対策・施策の強度によるケース分け) について	公表した際、具体性がないと、国民が判断	御意見を踏まえて、出来るだけ具体的
対策・施策ケースの高位、中位、低位の施策について具体的に書かれ	するにあたって、判断がつかなくなる。	な記述に努めます。
ているもののあるが、具体性に欠けるものも多い。具体性を持った記		
述、出来るだけ数値を示すべき		
35ページ28行目		
なお、今回検討を行った対策・施策が高位、	個別の対策・施策については十分な検討が	他の意見も踏まえ、「我が国の 2020
中位、低位のどのケースに分類されるかについては、今後 <mark>更に検討の</mark>	行われていないとの意見が多かった。	年、2030年の削減目標が定められた
余地があるのではないか コスト等も考慮して十分に検討する必要があ		後、対策・施策の組み合わせも含め
るとの意見があった。		て、」を追記しました。
		また、10.に「各施策の実現可能性
		及び国民や経済に与える影響・効果等
		を考慮し、更に対策・施策の精査を行
		い、2013年以降の地球温暖化対策・
		施策に関する計画を策定する必要が
		ある。」と記述していることから、原
		案のままとしました
3 5ページ2 8行目		

なお、今回検討を行った対策・施策が高位、中位、低位のどのケース に分類されるかについては、今後更に検討の余地があるのではないか との意見や、個別の対策・施策についての実現可能性やコストについ て専門家の見解も踏まえ、更に検討を継続する必要があるとの意見が あった。また、これらの検討結果を受けて、各選択肢の中でのCO2 削減数値や内容が変化する可能性があるということについて認識して おく必要がある。

部会において、そもそもの個別の対策・施 策が不十分との意見が多かったことから、 報告書にもその旨書き込むべきである。

他の意見も踏まえ、「我が国の 2020 年、2030年の削減目標が定められた 後、対策・施策の組み合わせも含め て、」を追記しました。

また、10.に「各施策の実現可能性 及び国民や経済に与える影響・効果等 を考慮し、更に対策・施策の精査を行 い、2013年以降の地球温暖化対策・ 施策に関する計画を策定する必要が ある。」と記述していることから、原 案のままとしました。

35ページ28行目

なお、今回検討を行った対策・施策高位、中位、低位の対策・施策と | 多くの委員から指摘されているとおり、「高 | のケースに分類されるかについては、今後更に県都の余地があるので はないかについて、その強度が部門間で異なることから整合させるべ き。対策・施策の強度の基準としては、限界削減費用等の定量的な基 準で再精査すべきと、多くの委員からの意見があった。

位」「中位」「低位」の対策・施策の強度が 部門間でずれているにも関わらず、十分な 議論も行われずに選択肢として一括りにさ れている。

「高位」「中位」「低位」に入れるべき対策 についての議論が十分に行われていない段 階おいて、ケースを選定することは時期早 尚である。

対策・施策の組み合わせについて、限界削 減費用等の定量的な基準で再精査すべきで あることから、修文のとおりとすべき。

他の意見も踏まえ、「我が国の 2020 年、2030年の削減目標が定められた 後、対策・施策の組み合わせも含め て、」を追記しました。

また、10.に「各施策の実現可能性 及び国民や経済に与える影響・効果等 を考慮し、更に対策・施策の精査を行 い、2013年以降の地球温暖化対策・ 施策に関する計画を策定する必要が ある。」と記述していることから、原 案のままとしました。

35ページ28行目

なお、今回検討を行った対策・拡策が高位、中位、低位のどのケース に分類されるかについては、今後更に検討の余地があるのではないか との意見があった。、対策施策に関する複数の選択肢を提示するため | す。 に、各WG それぞれ、以下に述べるケース設定の基本的考え方に基づい て、高位、中位、低位ケースにおける主な対策・施策と考えられるも のを列挙している。しかしながら、今後選択肢のうちのひとつが我が 国の中長期政策として選択されたときには、これらの対策・施策につ いて、

有効な施策の組み合わせ(ポリシーミックス)も含めて、さらに具体 的に検討することが予定されている。

中央環境審議会は、今後2020年の温暖 化対策を具体的に審議する必要がありま

他の意見も踏まえ、「我が国の2020 年、2030年の削減目標が定められた 後、対策・施策の組み合わせも含め て、」を追記しました。

また、10. には、「同戦略がまとめ られ、我が国の 2020 年、2030 年の削 減目標が定められた後、本報告書策定 に当たり各 WG 及び小委員会で検討を 行った対策・施策を踏まえつつ、各施 策の実現可能性及び国民や経済に与 える影響・効果等を考慮し、更に対 策・施策の精査を行い、2013 年以降 の地球温暖化対策・施策に関する計画 を策定する必要がある。」と記載して いるところです。

35ページ30行目

30 行目の後に追加

○なお、低位・中位・高位ケースの対策は試算上に置いた前提であり、 今後の対策・施策の議論によって、さらなる対策・施策が導入されれ ば、削減がより深められる可能性がある。

他の委員からも意見が出ているよう、施策 | 他の意見も踏まえ、「我が国の 2020 の内容は必ずしもきちんと議論されていな | 年、2030 年の削減目標が定められた い。今後は、キャップ&トレードなどより 大胆な施策を導入も検討しなくてはならな 11

施策については、試算の仮置きであるこ とを認め、今後精査が必要であり、高位ケ

後、対策・施策の組み合わせも含め て、」を追記しました。

また、10.に「各施策の実現可能性 及び国民や経済に与える影響・効果等 を考慮し、更に対策・施策の精査を行

	ースには、ここに含まれない施策も含め大 胆な対策導入を見込めば、削減はより深ま る可能性があることを注記するべき。	い、2013年以降の地球温暖化対策・ 施策に関する計画を策定する必要が ある。」と記述していることから、原 案のままとしました。
36ページ2行目 (原発の想定)について 原発の想定にあたって、地球温暖化対策、温室効果ガス削減に、原発	原発の再稼働にあたって、安全性にだけ議 論が集中しているが、安全性だけでなく、	原発の想定に関しては、エネルギー・ 環境会議の基本方針に沿った記述と
の稼働がどのように貢献するかを記述すべき。	原発がどのように、温暖化対策に貢献して いるかを示して、国民の判断を求める必要 がある。	し、原案のままとしました。

(2) 地域における国内温室効果ガス排出削減の検討

修正案	修正理由	御意見に対する対応
37ページ4行目~6行目		
なお、地域の低炭素化に資する法案として、「都市の低炭素化の促進に		御指摘を踏まえて修正いたしました。
関する法律案」や「農産漁村における再生可能エネルギー電気の発電		
の促進に関する法律案」が閣議決定され、…		
38ページ		
国交省の社会資本整備審議会の方でも温暖化対策の検討をし、報告書	農水省関係の政策は反映されているのに、	5/28 合同会合でも同趣旨の御意見を
も出しているので、引用してはどうか。	国交省関係の政策が反映されていないと思	頂きましたが、国交省の報告書におい
	われるため。	ても基本的な施策の方向性は一致し
		ていると考えており、記述はしません
		でした。なお、都市緑化については7.

	に記述しました。
3 9 ページ 2 7 行目	
【追加】	御指摘を踏まえて修正いたしました。
・既存の交通インフラについては、その維持・改修、更新に要する社	
会的コストの負担にも配慮する必要がある。	

(3) 国内温室効果ガス排出削減に関する部門別の検討

①産業部門

修正案	修正理由	御意見に対する対応
40ページ以降		
(3) 国内温室効果ガス排出削減に関する部門別の検討	本文には、部門別に図表によりケースごとの主な対策導入量・施策が示されているが、各ワーキング・グループで検討された内容が十分に反映されていないため、各ワーキング・グループが検討した行程表(ロードマップ)の詳細版を掲載する必要がある	ロードマップやその他の資料については、中長期ロードマップ(中間整理)と同様に、報告書に別添として付す予定です。
	<i>'</i> J	
4 1ページ6 行目		
素材四業界についてはからのヒアリングによると、施設や設備の更新	素材四業種の対策については、WG では対	御指摘を踏まえて修正いたしました。
時などに、その時点での世界最先端の技術(BAT: Best Available	策の中身の議論、および業界アンケートの	表にも注意書きを修正いたしました。
Technology) を導入する ことで低炭素化を図っていくことが重要であ	精査はしていない。素材業種にだけ、BAT	
る。2030 年までの BAT の導入による最大限の省エネを見込んだ場合	を標準化するかのような表現は、経済的に	

を高位とし、中位、低位についてもその削減見通しを確実に達成する	も、経営的にも、あり得ない。原則は経済	
ことを目標とすることが考えられる との方針が示されている。その中	合理性に基づいた中位の対策が基本となる	
で、低位、中位、高位での削減見通しが同じであるのは、BATの導入	べきで、高位、中位、低位の削減目標を、	
による最大限の省エネを見込んだ場合を高位とし、中位、低位につい	規制を伴わずに同一にするのは、非現実的。	
ても、その削減見通しを確実時達成することを目標とするとの業界の	日本は社会主義国ではないし、素材四業種	
考えによる。	は経済合理性を上回る削減目標を掲げるよ	
	うな経営をすると、株主をはじめとするス	
	テークホルダーから批判を受ける。	
41ページ25行目		
定量的に示すことはもとより、各企業別・事業所別の排出目標の設定	CO2 など温室効果ガス排出削減の可能性及	企業別の排出目標の設定については、
や・・として、	び効果的な対策は企業ごと、事業所ごとに	中位ケース及び高位ケースにおいて
仮に、・・・場合には、を削除する。	異なり、大口排出源である業界の団体全体	必要な施策の一つとして挙げており、
	での取組の進捗状況をみるだけでは不十分	高位ケースでは、更なる強化を図るこ
	であるので、個々の企業、さらに事業所単	ととしています。その上で、対策レベ
	位での排出目標を設定してその達成を担保	ルの如何にかかわらず取組の水準が
	する仕組みが必要である。	不十分な場合や進捗が十分でない場
		合には企業別排出目標の設定等につ
		いて更に政府の関与を段階的に強化
		することを検討していくこととして
		います。
4 2ページ 2 4 行目		
確認、検証においては、各社、各団体は、取組の進捗状況を可能な範	「政府の関与を段階的に強化していく」こ	企業別排出削減目標の設定等につい
囲で定量的に示し、達成状況のフォローアップについては、創意工夫	とは討議されていない。	ては、WGからこれまで、資料に掲載
を働かせることが必要である。		され続けてきたものであり、また、記

ル)として国策的に推進している。我が国も、既存のものづくり産業を スマート化することと低炭素ビジネスを推進することによって、新た	てのリーディング産業として位置づけており、日本の潜在力から言っても欧米を凌駕	
米では既存の産業に代わるリーディング産業(グリーン・ニューディー	がある。欧米では、2030年、2050年に向け	
各国はこの分野をグローバル成長市場として位置づけており、特に欧	グリーン成長の位置づけを明確化する必要	御指摘を踏まえて修正いたしました。
原文への挿入(20行目の表現の後に)		
43ページ20行目		
		め、検討しようというものです。
		るものではなく、その選択の判断も含
ことが 考えられ 必要である。		導入するかの結論をあらかじめ決め
ップの方法については、 上記の施策を含め様々な 創意工夫を働かせる		判断しました。なお、いかなる施策を
<u>種類も多く、企業も多種多様であることから、</u> 達成状況のフォローア		論に付すため、記載する必要があると
していくことが重要である。特に、業種横断技術については、技術の		から、当該論点について、国民的な議
など、更に政府の関与を段階的に強化していくなど様々な施策を検討		述を強化すべきとの意見もあること
分でない場合には、企業別の排出目標の設定やそれを担保する仕組み	を記載すべきではない。	され続けてきたものであり、また、記
囲で定量的に示し、 仮に、取組の水準が十分でない場合や、進捗が十	論はなかった。部会で議論していない内容	ては、WGからこれまで、資料に掲載
確認、検証においては、各社、各団体は、取組の進捗状況を可能な範	「政府の関与を段階的に強める」という議	企業別排出削減目標の設定等につい
4 2ページ 2 4 行目		
		め、検討しようというものです。
		るものではなく、その選択の判断も含
		導入するかの結論をあらかじめ決め
		判断しました。なお、いかなる施策を
		論に付すため、記載する必要があると
		から、当該論点について、国民的な議
		述を強化すべきとの意見もあること

なグリーン成長を経済全体を引っ張るリーディング産業として育成	するグリーン成長力があることをはっきり	
し、グリーン成長のトップランナー国となることを目指すべきである。	示すべき	
43ページ24行目		
【低炭素ビジネス WG の検討結果に対する部会・小委における主な意見		前者については、御指摘を踏まえて修
への追加要望】		正いたしました。
再生可能エネルギーの供給安定性を考えると、蓄電池と組み合わせる		後者については、第13回小委で、藤
か、あるいはコージェネのような別の形の分散型を考える必要がある		井委員が説明を行っており、原案のま
と考えられるので、再エネ等を使った分散型電力供給事業として捉え		まとさせていただきました。
ることが望ましいとの意見があった		
既に温対法の中で CO2 の排出量を報告・公表している現状にもかかわ		
らず、有価証券報告書への記載による追加的な効果が存在するのか、		
企業別排出削減目標の設定により、なぜポートフォリオがよくなるの		
か、などの点については、一概に理解できるものではないという意見		
があった。		

(3) 国内温室効果ガス排出削減に関する部門別の検討

②運輸部門

修正案	修正理由	御意見に対する対応
46ページ38行目		
○ 次世代自動車のモデル数の増加の前倒しを促すためには、エコカ		御指摘を踏まえて修正いたしました。
一減税や購入補助金により次世代自動車の販売を加速し、更に研究開		
発への補助金や充電ステーションの普及を支援する必要である。		
48ページ		

国交省の社会資本整備審議会の方でも温暖化対策の検討をし、報告書	農水省関係の政策は反映されているのに、	5/28 合同会合でも同趣旨の御意見を
も出しているので、引用してはどうか。	国交省関係の政策が反映されていないと思	頂きましたが、国交省の報告書におい
	われるため。	ても基本的な施策の方向性は一致し
		ていると考えており、記述はしません
		でした。なお、都市緑化については7.
		に記述しました。
49ページ1行目		
【追加】		
・充電機能を持つ自動車の電動化に当たっては、電力需要のピーク時		御指摘を踏まえて修正させていただ
の大量の急速充電を抑制するとともに、夜間電力の利用による平準化		きました。
にも配慮する必要がある。また再生可能エネルギーによる電源の低炭		
素化が CO2 の低減に有効であり、その効果を考慮すべきであるとの意		
見があった。		
4 9 ページ 7 行目		
【追加】		
・その一方で、農山漁村地域において、そこでの産業に携わり、分散		御指摘を踏まえて修正させていただ
的に生活する住民の移動手段の確保に対する配慮も必要であるとの意		きました。
見があった。		
49ページ11行目		
交通対策やまちづくりについて、もっと検討すべき、また自動車の数	交通対策自体の検討がまだ不十分。	御意見を踏まえて修正しました。
を減らす・・・		

③業務・家庭部門

修正案	修正理由	御意見に対する対応

御指摘を踏まえて修正いたしました。

52ページ39行目

【住宅・建築物 WG の検討結果に対する部会・小委における主な意見への追加要望】

大震災を踏まえれば、省エネや再エネの導入拡大だけでなく、安定的なエネルギー供給のため、集中型と分散型のエネルギーを組み合わせることも重要であり、住宅建築物分野においての分散型エネルギーの導入についても考慮するべきとの意見があった。

住宅・建築物分野のゼロエミッション化ということで、CCSや再エネによるゼロエミッション電源を前提とした検討結果であるので、これに代わる方策も考えうるとの意見があった。

④エネルギー転換部門

修正案	修正理由	御意見に対する対応
5 3ページ1 5行目		
ア. 化石燃料 火力発電の クリーン 低炭素化 (火力発電)	●化石燃料のクリーン化という用語は必ず	「化石燃料のクリーン化」について
	しも低炭素化と一対一ではない。本項での	は、1. (3) の最初に記載される個
	記述内容を反映するようにタイトルを変更	所に説明を注記しました。
5 3ページ1 8~2 2行目		
安全・安定供給・効率・環境(Safety+3E)の観点から、再生可能エ	必要なバックアップ電源は、再エネの導入	御指摘を踏まえて修正いたしました。
ネルギー由来の電力を大量導入した時の電力システムの安定運用や他	量に応じて変化する。	
の電源のバックアップを行うという重要な役割を担うことから、必要		
不可欠な電源として設備容量を再生可能エネルギーの普及に応じて-		
定程度 確保することが必要と考えられる。		
5 4 ページ 1 行目		

○ 国内においては、2013年以降に建設する火力発電については、2050年にの80%削減を見据えつつ、その途中段階でも出来るだけ CO2排出総量を削減するという観点からは、化石燃料火力発電のクリーン化・効率低炭素化として、①火力発電については、導入の際にはその時点での最新の高効率な設備を導入すること、②CCSの導入に備え、将来的に発電施設での CO2 をの回収・圧縮する設備の建設を見越したて敷地の確保 (Capture Ready)、設備計画(敷地・ユーティリティの確保、供給計画、など)を前提とすること、などが必要となる。

但し、CCS は、CO2の大幅削減目標の達成という政策がなければ導入する意味のない技術であり、CCS を政策オプションとして採用するならば、事業の分担の在り方(回収した CO2の輸送・貯留・モニタリングは誰が実施するのか?)しつつ、事業に係る法的枠組みの整備、コスト・資金調達の仕組みの整備など、CCS による CO2 削減の受益者としての国の役割・責任は極めて重大であり、早急な検討と体制整備が必要である。なかでも、CCS をシステムとして完結させるためには CO2 貯留サイトの確保が重要であり(Storage Ready)、社会的合意を図る上でも国の全面的な関わりが必須である。また、これらの環境整備と並行して、将来的な CO2 回収・貯蔵のため、CCS の早期商用化を目指した明確な目標としたロードマップとアクションプランを策定し、それに沿った真に必要な技術開発のを加速、既存技術の効率化、展開が必要である。するとともに、早期の貯蔵開始に向けた体制整備を図ることが考えられる。

●上記のコメントを反映して文言を修正

●CCS については、国の役割の重要性を強調するとともに、際限の無い研究・技術開発に陥らないように文言を修正

御指摘を踏まえて修正いたしました。 「化石燃料のクリーン化」について は、1.(3)の最初に記載される個 所に説明を注記しました。

54ページ5~8行目

②今後計画される石炭火力の新増設にあたっては 将来的に CO2 を回	将来的に CO2 を回収・圧縮する設備の建設	当該箇所は、さまざまな意見を踏まえ
収・圧縮する設備の建設を見越して敷地の確保 (Capture Ready) を前	を見越して敷地を確保する"と限定的な言	て大幅に修正を行いました。
提としつつ CCS Ready の導入を検討しつつ、将来的な CO2 回収・貯蔵 の	いぶりで書かれているが、CCSR は貯留場所	
ため、CCSの商用化を目指した技術開発を加速するとともに、早期の	を確保できて初めて意味を持つものであ	
貯蔵開始に向けた体制整備を図ることが考えられる。	り、貯留場所の調査と回収等の技術開発を	
	並行して進めている現時点においては、現	
	行のエネルギー基本計画における石炭火力	
	と同様に「CCS Ready の導入を検討する」	
	が適切。	
58ページ6行目		
② <u>今後計画される石炭火力の新増設にあたっては、</u> 炭素回収・貯留 (CCS)	エネルギー・環境会議の基本方針(H23.12.21)	当該箇所は、さまざまな意見を踏まえ
の導入に備え、発電施設での CO2 の回収を見越した敷地の・・・	に掲げられる化石燃料のクリーン化によるエ	て大幅に修正を行いました。
	ネルギー起源 CO2 の削減の推進に向け、火力	
	発電においては、当面、LNG 比率を高めるこ	
	とが必要であることから、まだ不確定要素が	
	多い Capture Ready を前提条件に加えるとし	
	ても、新増設の石炭火力を対象とするべき。	
5 4ページ10~30行目		
火力発電の発電電力量の構成については、化石燃料のクリーン化とい	石炭火力については、S+3Eの観点から、	御指摘を踏まえて修正いたしました。
う観点から以下のような案 に応じて がエネルギー供給WGから示され	将来に亘って重要な電源であると認識して	
ているが、CO2排出抑制のための施策を講じるにあたっては、ていく	おり、CO2削減の観点のみから建設に上	
ことが考えられる。S+3Eの観点から再度検討する必要がある。	限を設けることは適当でない。エネルギー	
(案1)	安全保障の確保の観点から、いろいろな電	
(案 2)	源のオプションを残して運用することが重	

	T	
(案 3)	要と考える。53ページの19行目におい	
	ても「S+3Eの観点」について触れられ	
	ていることから、ここでも追記すべき。	
	なお、火力発電に関する議論については、	
	部会・小委で未だ合意されていないものと	
	認識。	
5 4ページ1 0 行目		
○ その上で、火力発電の発電電力量の構成については、 化石燃料の	●天然ガスシフト論に対する批判にも留意	御指摘を踏まえて修正いたしました。
クリーン 低炭素化という観点のみからは、以下のような案に応じて CO2	していることを明記するために修正	ただし、条件によっては異なりうる旨
排出抑制のための施策を講じていくことが考えられる。なお、上記の		併記しました。
ように、LNG 火力についても将来的な CCS の適用を検討することにな		「化石燃料のクリーン化」について
るが、単位削減量あたりのコストは石炭火力に比べて高くなることに		は、1. (3) の最初に記載される個
留意する必要がある。		所に説明を注記しました。
5 4 ページ 1 7 行目		
火力発電は、将来的な省エネの進展や再生可能エネルギーの普及に応	今回の議論では、省エネならびに、原発・	御指摘を踏まえて、「設備容量を再生
じて、石油、石炭、天然ガス火力の発電量が順次減少していくことが	再生可能エネルギーに一定の前提を置いた	可能エネルギーの普及に応じて」を削
考えられる。他方で、安全・安定供給・効率・環境(Safety+3E)の	上で、火力発電の比率を「引き算」にて算	除いたしました。
観点から、再生可能エネルギー由来の電力を大量導入した時の電力シ	出している。従って、そもそも検討の前提	なお、供給安定性、環境性、経済性な
ステムの安定運用や他の電源のバックアップを行うという重要な役割	が崩れる可能性が常にあること、ならびに	ど、石炭火力の重要性も含めた多様な
を担う ことから、 。また、再生可能エネルギーが計画通りに普及する	火力発電所の建設にはかなりの時間がかか	観点からエネルギー供給 WG で検討を
かどうかも確実には予見できないことから、エネルギー安全保障の観	ることも踏まえると、火力発電の設備容量	行ったところです。
点からも、火力発電については必要不可欠な電源として <mark>設備容量を再</mark>	をしっかりと構えておくことが必要不可欠	
<u>生可能エネルギーの普及に応じて</u> 一定程度の設備容量をきちんと確保	である。	
することが必要 と考えられ である。更に、火力発電の中のエネルギー	また、石炭の必要性についても十分に議論	

構成(石炭比率等)についても十分に議論を行う必要がある。	されていない。	
5 4ページ3 2行目		
イ. 分散型コジェネ 等分散型電源 /燃料電池	●現時点での記述内容は小規模コジェネ/	他の意見も踏まえ、「コジェネ、燃料
	燃料電池が対象のため、また分散型電源の	電池等分散型電源」と修正しました。
	定義が不明確なため、タイトルを明確化し	
	た方が良いのでは?	
	●【コメント/質問】	
	都市域に熱発生源が追加導入されること	
	によるヒートアイランド化への影響は?	
	将来的な CCS の対象となりにくい分散型	
	CO2 発生源が増加することをどう捉える	
	カ・?	
5 4ページ4 0~4 2 行目		
コジェネや燃料電池といった分散型電源の普及を進めていくために、	WG報告では、本内容は論点として「・・・	御指摘を踏まえて修正いたしました。
現行の自家発補給契約料金の見直し、系統への逆潮流の際の一定額で	行うこと等が考えられるのではないか」と	
の買取、普及に当たっての支援措置を講ずるとともに、電力取引市場	の記載であったが、本素案では「・・・行うこ	
の活性化を行うこと が必要である。 について、十分に検討を行う必要	とが必要である。」と断定的に書かれてい	
がある。	る。分散型電源普及のための支援措置等に	
	ついては、部会・小委で「必要である」と	
	合意した事実はなく、この表現は不適切で	
	ある。	
55ページ1~3行目		
再生可能エネルギーの一定の量の導入が見込まれることから、効率的	調整電源としての役割に加え、NOx や騒音	御指摘を踏まえて、「部会・小委員会

な熱利用が行える範囲で、調整電源として一定の役割と責任を果たせ		ファンナス ナカ辛日 D 戸記述した L ま L
	等、環境面についても責任を果たす必要が	における主な意見」に記述いたしまし
るよう、必要な制度を検討することが必要である。またコジェネ等分	あると考える。	た。
散型電源の導入拡大に伴い、環境負荷(NOx等)増大への対応につ		
いても検討する必要がある。		
5 5 ページ 5 行目		
② <u>今後計画される石炭火力の新増設にあたっては、CCS Ready の導入</u>	将来的に CO2 を回収・圧縮する設備の建設	現時点の対策ではなく、2050 年 80%
<u>を検討する。炭素回収・貯留 (CCS) の導入に備え、発電施設での CO2</u>	を見越して敷地を確保する"と限定的な言	削減を見据えた2020年及び2030年ま
の回収を見越した敷地の確保 (Capture Ready) 、設備計画 (敷地・コ	いぶりで書かれているが、後段で記載して	での対策・施策について記述している
ーティリティの確保、供給計画など)を前提とすることなどが必要と	いるとおり、CCS をシステムとして機能さ	とともに、さまざまな課題についても
なる。	せるためには貯留場所を確保する必要があ	記述していることから、原案のままと
	り、貯留場所の調査と回収等の技術開発を	しております。
	並行して進めている現時点においては、現	
	行のエネルギー基本計画における石炭火力	
	と同様に「CCS Ready の導入を検討する」	
	が適切。	
55ページ7~13行目		
再生可能エネルギー導入の留意点 <mark>加速化の必要性</mark>)	再エネのメリットだけ記載するのはミスリ	御指摘を踏まえて修正いたしました。
○ 再生可能エネルギー の導入のメリット には、①温室効果ガスの削	ードである。また、少なくとも④~⑦につ	
減、エネルギー自給率の向上、③化石燃料調達に伴う資金流出の抑制、	いては、「このような期待がある」というこ	
④産業の国際競争力の強化、⑤雇用の創出、⑥地域の活性化、⑦非常	とを記載しており、期待通りの結果が出せ	
時のエネルギーの確保など多岐にわたる。期待が寄せられている。	るよう検証することが必要	
再生可能エネルギーは、現時点では導入コストが割高であることや出		
力が自然条件に依存しており、既存の電力系統に大規模に導入された		
場合、平常時・事故時、局所・系統全体といった各場面で電力安定供		

外に影響が生じて司化性が比較されていて、このとるれる様れませ 。		
給に影響が生じる可能性が指摘されている。 このような多様なメリッ		
トを持つ再生可能エネルギーは、次世代に真に引き継ぐべき良質な社		
会資本と考えられる。 従って再生可能エネルギーの導入を進めつつ、		
期待どおりの成果が得られているか懸念が顕在化していないかを検証		
することが必要である。		
55ページ18行目		
その上で、 火力発電の発電電力量の構成について <mark>は</mark> 、低炭素化という	○ 電源構成については、まずS+3Eの	御意見を踏まえて修正いたしました。
観点を重視 する場合には し、 Safety+3Eの観点も考慮しつつ、以下の	観点を念頭に置いて考えられるべき。	案1~3については、供給安定性、環
ような案に応じて CO2 排出抑制のための施策を講じていくことが考え	○ 石炭火力は将来に亘って重要な電源で	境性、経済性など、石炭火力の重要性
られる るにあたっては、S+3Eの観点から、エネルギーセキュリテ	あると認識しており、CO2削減の観	も含めた多様な観点からエネルギー
<u>ィ、経済性についても十分検討する必要がある</u> 。なお、上記のように、	点のみから建設に上限を設けることは	供給 WG で検討を行った成果であり、
LNG 火力についても将来的には CCS の適用を検討すること <mark>になる</mark> も考	適当でない。エネルギー安全保障の確	原案のままとしておおりますが、「部
<u>えられる</u> が、単位削減量あたりのコストは石炭火力に比べて高くなる	保、ユーザー技術伝承の観点から、い	会・小委員会における主な意見」にお
ことに留意する必要がある。	ろいろな電源のオプションを残して運	いて、「エネルギーセキュリティの観
(案1)	用することが重要と考える。	点から火力発電の設備容量の上限を
(案 2)	なお、火力発電に関する議論については、	設けるべきでないとの意見があった」
-(案3)-	部会・小委で未だ合意されていないものと	と記述しました。
	認識している。	
5 5 ページ 2 7 行目		
(案 2)不要。(全文削除)	火力発電の設備容量の上限をあらかじめ決	案1∼3については、供給安定性、環
	めることは、エネルギーセキュリティの観	境性、経済性など、石炭火力の重要性
	点から避けるべきである。	も含めた多様な観点からエネルギー
		供給 WG で検討を行った成果であり、
		原案のままとしておりますが、「部

		1
		会・小委員会における主な意見」にお
		いて、「エネルギーセキュリティの観
		点から火力発電の設備容量の上限を
		設けるべきでないとの意見があった」
		と記述しました。
55ページ27行目		
(案 2)不要。(全文削除)	火力発電の設備容量に上限を課すべきでは	案1~3については、供給安定性、環
	ない。	境性、経済性など、石炭火力の重要性
		も含めた多様な観点からエネルギー
		供給 WG で検討を行った成果であり、
		原案のままとしておりますが、「部
		会・小委員会における主な意見」にお
		いて、「エネルギーセキュリティの観
		点から火力発電の設備容量の上限を
		設けるべきでないとの意見があった」
		と記述しました。
55ページ34行目		
(案 3)不要。(全文削除)	火力発電の設備容量の上限をあらかじめ決	案1~3については、供給安定性、環
	めることは、エネルギーセキュリティの観	境性、経済性など、石炭火力の重要性
	点から避けるべきである。	も含めた多様な観点からエネルギー
		供給 WG で検討を行った成果であり、
		原案のままとしておりますが、「部
		会・小委員会における主な意見」にお
		いて、「エネルギーセキュリティの観

	T	T
		点から火力発電の設備容量の上限を
		設けるべきでないとの意見があった」
		と記述しました。
55ページ34行目		
(案3)不要。(全文削除)	火力発電の設備容量に上限を課すべきでは	案1~3については、供給安定性、環
	ない。	境性、経済性など、石炭火力の重要性
		も含めた多様な観点からエネルギー
		供給 WG で検討を行った成果であり、
		原案のままとしておおりますが、「部
		会・小委員会における主な意見」にお
		いて、「エネルギーセキュリティの観
		点から火力発電の設備容量の上限を
		設けるべきでないとの意見があった」
		と記述しました。
56ページ41行目		
○ この結果、2020年及び2030年の再生可能エネルギーの導入見込み	再生可能エネルギーの導入見込みを現時点	御意見を踏まえて修正いたしました。
量は、以下のとおり。直近年と比較して、2020年は1.3~2.0倍、2030	で見込むことが不可能であり、不確実性が	
年は約2~3倍になると見込まれる。	あることを記載する必要がある。	
○一方、再生可能エネルギーの拡大・普及には不確実性も伴うため、		
固定価格買取制度による再生可能エネルギーの普及状況等を勘案しな		
がら導入施策を検討する必要がある。		
56ページ8行目		
コジェネや燃料電池といった分散型電源の普及を進めていくために、	○自家発補給契約、卸市場活性化について	「エネルギー規制・制度改革アクショ

現行の自家発補給契約料金の見直し、系統への逆潮流の際の一定額で の買取、普及に当たっての支援措置を講ずるとともに、電力取引市場 の活性化に向けてついて、十分に検討を行う必要がある。

はエネルギー・環境会議の「エネルギー規制・制度改革アクションプラン」で重点課題として項目立てされ、卸市場活性化は経産省「電力システム改革専門委員会」でも議論されているところ。現下の状況に鑑みると、原案のような導入ありきの表現は早計。

ンプラン」においては、「(1)分散型 電源の活用拡大(自家発や再生可能工 ネルギー等の分散型原電の参入促進 とこれを支える送配電事業の中立 性・公平性強化)」において、「自家発 の供給力の有効かつ積極的な活用の 観点から、自家発補給契約のみを異な る電気事業者と締結することを実質 的に可能とするなど、自家発保有者の 負担を実質的に引き下げる方向でル ールを見直す。」とし、「自家発補給契 約の運用に係るガイドライン」の公 表、実施を行うなどしていること(そ のほか、「(3)卸市場の活性化による コスト低減」もあります。)から、原 案のままとしました。

56ページ42行目

直近年と比較して、2020年は $1.3\sim2.0$ 倍、2030年は約 $2\sim3$ 倍になるとの見込まれるがあるが、今後、実現可能性やコストの観点から精査が必要である。また、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が3年後に見直される節目において、電力価格等を含め、当該制度についても十分に吟味する必要がある。

部会において、実現可能性やコストについ ての検証が必要との意見が多かったことか ら、報告書にもその旨書き込むべきである。 他の委員の意見も踏まえて、「〇 一 方、再生可能エネルギーの拡大・普及 には不確実性も伴うため、固定価格買 取制度による再生可能エネルギーの 普及状況等を勘案しながら導入施策 を検討する必要がある。」と記述しました。

57ページ8行目

再生可能エネルギーのうち、特に太陽光発電や風力発電は出力が自然 条件に依存しており、これらが既存の電力系統に大規模に導入された 場合、平常時・事故時、局所・系統全体といった各場面で電力安定供 給に影響が生じる可能性が指摘されている。このため、再生可能エネ ルギーの導入制約及び対策シナリオについて、①系統対策なしで太陽 光と風力をどこまで導入可能か、②系統対策が必要となった場合、い かに安価な対策費用で導入を進められるかについて定量的な評価を行 った。従って、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、通常は検討さ れるバックアップ電源導入の実現可能性やコスト規模等については検 討されていない。 今回の検討には、バックアップ電源のコストが含まれていないことを明記すべきである。

火力発電の設備容量(kW)について、いずれの選択肢原案も2010年度実績と同程度の設備容量が確保されており、他の電源に支障が生じた場合であってもバックアップできる体制が整えられた選択肢となっていると考えております。

また、系統対策費用として、蓄電池等の費用を見込んでおります。

57ページ11~19行目

○なお、系統安定化対策に係る分析の留意点は以下のとおり。

- ・調整力確保のために低出力で運転する火力発電機が増加すると、発電効率が低下し、燃料費や CO2 排出が増加するため、こととなる。この影響評価については今後の検討課題である。
- ・また、 揚水発電の積極活用を想定したが、実際には定期点検や貯水 池容量、週間運用等を考慮する必要があり、 る。これを考慮すると、 揚水活用による需要創出量は下振れするため、再エネ出力抑制量は大 きくなる可能性がある。
- ・さらに、系統制約として需給バランスおよび調整力に注目したが、 実運用においては、電圧上昇、潮流変動、系統安定度等の制約も存在 し、する。
- ・これらを考慮すると、再生可能電源の出力抑制の必要量は大きくな

本パラグラフは、系統安定化対策試算に関する留意事項を記載した箇所であり、読み手に認識いただきたい重要なパラグラフであると認識。

分かりやすいよう、箇条書きにて示しては どうか。 御指摘を踏まえて修正いたしました。

る可能性があり、制約を解消するためには系統対策が必要となる可能		
性がある。		
5 7ページ2 2行目		
再生可能電源の出力を約7%抑制する必要があるが、需要の能動化や	 この説明では、刻人に皆様には理解できま	 「7%」は、再生可能電源の発電電力
揚水発電の積極活用により、出力抑制量を5%以下に軽減できる見込	せん。再生可能エネルギー導入の大きなポ	量に対してです。御意見を踏まえて、
みであることが分かった。	イントですのでさらに詳しく記述すべきで	「需給バランスを維持するために再
←(左記の文章、意味がよくわかりません。出力抑制の意味を説明す	す。	生可能電源による発電電力量の約
べきです。また、出力抑制7%は何に対して7%なのでしょうか。 ま		7%抑制する必要がある」と修正いた
た、この対策費用に、安定供給のための、火力等によるバック電源の		しました。火力については、現状設備
確保を算定されているのでしょうか。)		に一定の設備補強を考慮しておりま
		す。
58ページ4~10行目		
なお、東日本大震災直後、計画停電の実施を余儀なくされたのは、東		御指摘を踏まえて修正いたしました。
北地方の太平洋岸に集中立地した原子力発電所をはじめとした大規模		ただし、前半の削除部分については、
電源が一度に失われたことや、地域間の連係線が弱く、特に東日本と		削除する理由が不明であるため、原案
西日本で周波数が異なるという事情が大きく影響したものと考えられ		のままとさせていただきました。
る。本来、地域間の系統連系の強化を含む系統対策は、再生可能エネ		
ルギーの導入量にかかわらず、 本来 進め てるべき施策であり るべき施		
策であり、今後「再生可能エネルギー導入のための必要なコスト」と		
分けて検討することが必要である。 分けて検討することが必要である。		
いうことではないことに留意が必要である。		
5 9ページ3 0~3 2 行目		
以下を削除	調整が難航すると電力会社が主張している	御指摘を踏まえて「電力会社」を「関
・豊富なポテンシャルを有する東北地方に再生可能エネルギーの導入	かのような誤解が生じる。	係者間」とさせていただきました。

が加速化した担人に、現行の第四元 よるはる体。の核体が12に関し		
が加速化した場合に、現行の運用ルールでは系統への接続などに関し		
て電力会社との調整が難航する可能性がある。		
5 9 ページ 4 行目		
(削除)	東日本大震災直後の計画停電対策と再生可	御指摘を踏まえて修正いたしました。
なお、東日本大震災直後、計画停電の実施を余儀なくされたのは、東	能エネルギーの大量導入に必要となる対策	ただし、前半の削除部分については、
北地方の太平洋岸に集中立地した原子力発電所をはじめとした大規模	を結びつけて議論することは適当でない。	削除する理由が不明であるため、原案
電源が一度に失われたことや、地域間の系統連系が弱く、特に東日本		のままとさせていただきました。
と西日本で周波数が異なるという事情が大きく影響したものと考えら		
h3.		
60ページ31行目		
(削除)	○昨年8月成立の再生可能エネルギー電気	御意見を踏まえて、「なお、平成 23
豊富なポテンシャルを有する東北地方に再生可能エネルギーの導入	の固定価格買取法においては、電気事業	年8月に成立した電気事業者による
が加速化した場合に、現行の運用ルールでは系統への接続などに関す	者は再エネ発電の接続を正当な理由なく	再生可能エネルギー電気の調達に関
る関係者間の調整が難航する可能性がある。	拒否できないとされており、正当理由に	する特別措置法においては、電気事業
	ついては省令で規定すべく、現在パブリ	者は利益を不当に害するおそれや正
	ックコメントにかけられている状況。	当な理由がある場合を除き、再生可能
	以上の現下の状況を踏まえないまま、今後	エネルギーについての契約の申込み
	公表する報告書に原案を記載する事は不適	を拒んではならないとされている。」
	切。	を注記しました。
61ページ11~12行目		
・火力発電について、クリーン化だけでなく Safety+3E の観点が重要	左記の重要性、必要性には疑問の余地がな	御指摘を踏まえて修正いたしました。
で はないか ある、様々な観点をもとに検討する必要がある のではない	いため修正。	
か との意見があった。		

61ページ17行目		
·・・・との意見、燃料供給系統の強化やバックアップ として 燃料を蓄える	発言の主旨を明確化するため	御指摘を踏まえて修正いたしました。
ことで ておいて 信頼性を高めつつ、系統電源と多重化していく <mark>る</mark> とい		
う った 考え方もある のではないか と の いう意見があった。		
61ページ19~22行目		
・再生可能エネルギーについて、変動する出力に対する系統の受容性	再エネについては、系統対策が大きな論点	御指摘を踏まえて修正いたしました。
があるのかという意見、WG では一定の前提や割りきりの下で分析され	であり、それに関する意見があったことを	
ていることを明らかにすべきという意見、限界削減費用の考え方が必	記載すべき。	
要であるが、CO2 削減以外の観点も考慮する必要があるのではないか		
との意見、普及拡大に当たっては地域の役割が重要となる、非都市地		
域や被災地の雇用拡大にも有効であるとの意見があった。		
6 1 ページ2 3 行目		
【エネルギー供給 WG の検討結果に対する部会・小委における主な意見		御指摘を踏まえて修正いたしました。
への追加要望】		
再生可能エネルギーの普及に関し、IRR を基準として全種類の再生可		
能エネルギーを一律に扱うのでなく、個々の種別に対し、限界削減費		
用等などの指標を用いて、どの種類の再生可能エネルギーを普及させ		
ることが有用であるかという観点が必要との意見があった。		

⑤非エネルギー起源温室効果ガス排出削

修正案	修正理由	御意見に対する対応
6 4ページ3 0行目		
(下水汚泥の焼却処理の高度化) について	温暖化対策上、下水道の汚泥のメタン化は	下水汚泥をメタン化する技術は既に
下水道汚泥の処理にあたっては、焼却だけでなく、メタン発酵を記述	重要なポイントです。技術もあります。な	一定程度導入され、京都議定書目標達

す	べき	ぜ、記述しないのでしょうか。	成計画にも位置づけられていること
			から、低位ケースに「下水汚泥のバイ
			オガス化」を記載しました。

⑥分野横断的な取組、基盤的な取組

修正案	修正理由	御意見に対する対応
6 7ページ3行目		
(税制のグリーン化について) とする記載部分を削除するべき	「税制のグリーン化」については、現状の	部会に御報告した地球温暖化対策の
	地球温暖化対策のための税の取扱状況につ	ための税及び税制全体のグリーン化
	いての事務局報告があったのみで、部会・	については、温暖化対策のための分野
	小委員会で議論されたものではないことか	横断的な重要な施策であることから、
	ら、本報告書には盛り込む必要は無い。	記述を行っております。
7 2ページ1 行目		
(税制のグリーン化について)	部会・小委員会のいずれにおいても、「税制の	部会に御報告した地球温暖化対策の
	グリーン化」を論点として議論した経緯は無	ための税及び税制全体のグリーン化
当該記載部分を削除する	いことから、当該内容を部会・小委員会の報	については、温暖化対策のための分野
	告書に記載するのは不適当であるため。	横断的な重要な施策であることから、
	(H24.5.16の部会・小委員会合同会合にて、	記述を行っております。
	参考資料6をもって事務局より、「地球温暖化	
	対策のための税」と「税制全体のグリーン化	
	推進検討会」に関する説明があったが、これ	
	は単なる報告事項であり、部会・小委員会と	
	して議論したものではない。)	

(国内排出量取引制度について)		
	部会・小委員会のいずれにおいても、「国内排	国内排出量取引制度については、これ
当該記載部分を削除する	出量取引制度」を論点として議論した経緯は	までも政府の温暖化対策に関する計
	無いことから、当該内容を部会・小委員会の	画において施策として位置付けられ、
	報告書に記載するのは不適切であるため。	議論が進められてきたことから、本報
	(国内排出量取引制度に関しては、H23 年度	告書においても、何らかの整理が必要
	に環境省が非公開で進めていた検討会の結果	であると考えます。また、部会及び小
	が H24.3.23 の部会に報告されたが、これは単	委員会においても複数の委員から国
	なる報告事項であり、部会・小委員会として	内排出量取引制度は目標を担保する
	議論したものではない。)	施策として必要であるとの意見もあ
		ったことから、こうした議論を踏まえ
		て記述を行っているものです。なお、
		いただいた御意見については、報告書
		の別箇所に記載しました。
67ページ15行目		
また、エネルギー課税、車体課税といった環境関連税制等による環境		御意見を踏まえて、「部会・小委員会
効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析		における主な意見」に記述いたしまし
することにより、地球温暖化対策の取組を進めるため、税制全体のグ		た。
リーン化を推進する。その際、グリーン化による対策の有効性につい		
ても複合的な効果を含めて検証する必要がある。		
6 7ページ1 7行目		
(国内排出量取引制度について) とする記載部分を削除するべき	「国内排出量取引制度」については、H23	国内排出量取引制度については、これ
	年度に環境省が非公開で実施した検討会の	までも政府の温暖化対策に関する計
	検討結果が事務局より報告されたのみで、	画において施策として位置付けられ、

	部会・小委員会で議論されたものではない	議論が進められてきたことから、本報
	ことから、本報告書に盛り込む必要は無い。	告書においても、何らかの整理が必要
		であると考えます。また、部会及び小
		委員会においても複数の委員から国
		内排出量取引制度は目標を担保する
		施策として必要であるとの意見もあ
		ったことから、こうした議論を踏まえ
		て記述を行っているものです。
6 7ページ2 7行目		
導入可能な最大限の対策を見込む場合には 高位又は中位の対策を見込	対策については高位、中位、低位と分けて	対策レベルの如何にかかわらず取組
む場合には	議論してきているので、ここでもその語を	の水準が不十分な場合には国内排出
	用いた方がよいと考える。中位の対策を費	量取引制度を含め、必要な施策につい
	用効果的に行うためにも排出量取引の導入	て議論していくこととしています。
	は必要となると考えられる。	
6 7ページ2 7~3 2 行目		
2013 年以降の対策に関し、初期投資が大きくとも社会的効用を勘案す	導入可能な最大限の対策を導入する際の施	導入する対策を担保する施策は様々
れば導入すべき低炭素技術・製品等について、導入可能な最大限の対	策として、いきなり国内排出量取引が出て	ある中で、導入可能な最大限の対策を
策を見込む場合には、 <mark>国内排出量取引制度の創設を含めた様々な施策</mark>	くることに違和感を感じる。まずは対策導	見込む場合の施策として、これまでの
の導入を検討していくことが重要であるが、いずれの場合であっても、	入にどのような障壁があるのかを検証し、	議論を踏まえ、国内排出量取引制度を
各社、各団体の取組状況の確認、 その導入にあたって、どのような障	その障壁を緩和するためには、どのような	例示したものです。なお、障壁の緩和
壁があるかを十分に検討し、その障壁を緩和する施策についても <mark>検証</mark>	施策を実施する必要があるのかを検討すべ	の視点については、御指摘を踏まえて
を踏まえ、取組の水準が十分でない場合や進捗が十分でない場合には、	きと考える。	加筆いたしました。
排出目標を担保する施策の創設を合わせて検討する必要がある。	記載場所についても考慮頂きたい。	

	1	
(上述の修正文を、国内排出量取引制度創設の項目でなく、P67 1 行目「⑥分野横断的な取組み」と同頁 3 行目(税制のグリーン化について)の間に記載)		
68ページ20行目		
○温室効果ガスの排出者の一定の期間における温室効果ガスの排出量の限度を定めるとともに、その遵守のための他の排出者との温室効果ガスの排出量に係る取引等を認める国内排出量取引制度については、平成22年12月にとりまとめられた地球温暖化問題に関する閣僚委員会の決定に基づき、我が国の産業に対する負担やこれに伴う雇用への影響、海外における排出量取引制度の動向とその効果、国内におい	国内排出量取引制度に関して部会では十分な討議はされていない。	御指摘を踏まえて、国内排出量取引制 度については、政府において検討を行ってきている旨を加筆しました。
て先行する主な地球温暖化対策の運用評価等を見極め、慎重に検討を		
行うことになっている。		
68ページ20行目		
温室効果ガスの排出者の一定の期間における温室効果ガスの排出量の	部会において、国内排出量取引制度につい	御指摘を踏まえて、国内排出量取引制
限度を定めるとともに、その遵守のための他の排出者との温室効果ガ	ては議論を行っておらず、報告書にもその	度については、政府において検討を行
スの排出量に係る取引等を認める国内排出量取引制度については、平	旨書き込むべきである。	ってきている旨を加筆しました。
成22年12月にとりまとめられた地球温暖化問題に関する閣僚委員		
会の決定に基づき、我が国の産業に対する負担やこれに伴う雇用への		
影響、海外における排出量取引制度の動向とその効果、国内において		
先行する主な地球温暖化対策の運用評価等を見極め、慎重に検討を行		
ってきているところ うことになっている。		
68ページ25行目		
慎重に検討を行ってきたところ。 であるが、震災以降の電力事情の大	国内排出量取引制度については、震災以	御指摘のとおり、国内排出量取引制度

幅な状況変化を踏まえると、精力的に検討を進める必要がある。

28行目

2013 年以降の対策に関し、初期投資が大きくとも社会的効用を勘案すれば、導入すべき低炭素技術・製品等について、導入を推進するために、早期に国内排出量取引制度を創設し、可能な最大限の対策を見込む場合には、その導入に当たって、どのような障壁があるのかを把握しながら、国内排出量取引制度の創設を含めた様々な施策の導入を検討していくことが重要であるが、いずれの場合であっても、各社、各国体大規模排出事業所の取組状況の確認、検証を踏まえ、取組の水準が十分でない場合には、高位ないし中位で求められる対策・施策ケースにあわせて排出目標を設定し、それを担保する施策として実施の創設を検討する必要がある。

また、検討にあたっては、先進的に取組む自治体の制度との整合性 を十分考慮する必要がある。 降の電力事情の大幅な状況変化を踏まえる と、精力的に検討を進め、早期に創設を図 る必要があるため。

初期投資が大きい対策を推進していくためには、有効な施策であり、制度の対象は、企業単位あるいは団体単位ではなく、排出事業所単位とし、中位、高位ケースに応じて、当該単位ごとに必要な排出目標を設定するものとする。

検討にあたっては、先進的に取組む自治 体の制度との整合性を十分考慮する必要が ある。

は、排出削減目標を担保する有効な施 策の一つですが、これまでの部会・小 委において、制度の導入については賛 否両論あったことから、それぞれの選 択肢の中で、特定の施策の導入を結論 づけるのではなく、まずは原案で国民 的議論に付し、その結果を踏まえて、 更に議論を深めていきたいと考えま す。なお、いただいた御意見について は、報告書の別箇所に記載しました。

68ページ28行目

部会で討議をしていないことを報告書に記 すべきではない。 国内排出量取引制度については、これまでも政府の温暖化対策に関する計画において施策として位置付けられ、議論が進められてきたことから、本報告書においても、何らかの整理が必要であると考えます。また、部会及び小委員会においても複数の委員から国

が我が国の目標の一部を貢献することを明らかにするとともに、京都議定書第一約束期間における国際貢献分(基準年総排出量比1.6%)	不可避であり、日本の海外進出にも不可欠 である。日本全体としての目標を、国際公	賛否両論あったことから、当該論点に ついて、国民的な議論に付すため、現
取組の手を緩めるものであってはならず、国際貢献を通じた排出削減	途上国の排出削減への技術的財政的支援は	部会の議論では、数値目標について、
68ページ28行目		
て)の間に記載してはどうか)		
目「⑥分野横断的な取組み」と同頁 3 行目(税制のグリーン化につい		
(上述の修正文を、国内排出量取引制度創設の項目でなく、P68 1 行		
る必要がある。		
分でない場合には、排出目標を担保する施策の創設を合わせて検討す	HUTN MINITE AT CO THE PARCETON	3 0 7 2 0
状況の確認、検証を踏まえ、取組の水準が十分でない場合や進捗が十	記載場所についても考慮頂きたい。	ました。
ことが重要であるが、いずれの場合であっても、各社、各団体の取組	を実施する必要があるのかを検討すべき。	については、御指摘を踏まえて加筆し
国内排出量取引制度の創設を含めた様々な施策の導入を検討していく	障壁を緩和するためには、どのような施策	例示したものです。障壁の緩和の視点
かを十分に検討し把握しながら、その障壁を緩和する施策についても、	どのような障壁があるのかを検証し、その	議論を踏まえ、国内排出量取引制度を
策を見込む場合には、その導入に当たって、どのような障壁があるの	ことには賛同できない。まずは対策導入に	見込む場合の施策として、これまでの
れば導入すべき低炭素技術・製品等について、導入可能な最大限の対	策として、いきなり国内排出量取引が出る	ある中で、導入可能な最大限の対策を
2013 年以降の対策に関し、初期投資が大きくとも社会的効用を勘案す	 導入可能な最大限の対策を導入する際の施	 導入する対策を担保する施策は様々
68ページ28行目		
		の別箇所に記載しました。
		いただいた御意見については、報告書
		て記述を行っているものです。なお、
		ったことから、こうした議論を踏まえ
		内排出量取引制度は目標を担保する

<u>を超える目標を定めてこれを強化し、費用対効果も考慮しながら、実</u>現していくことが必要である。

約である 2020 年 25%として明確にし、そのうち一定部分は国際貢献による排出削減分とすることを明示しておくことが、国際社会に対する日本の気候変動対策の意思を示し、途上国への日本の国際貢献の取り組みへの支持協力も得られ、結果的に国内削減目標も明確になり、国内対策の必要性と担保措置も明らかになる。第一約束期では6%削減目標に対して1.6%が絵画削減分であり、今回はこれを上回ることになるのが自然である。

時点で国民にわかりやすく整理した ものを示すこととしたものであり、国 民的議論を踏まえて、最終的な方向性 が示されるものと考えます。

68ページ28行目

不要。(全文削除)

2013 年以降の対策に関し、初期投資が大きくとも社会的効用を勘案すれば導入すべき低炭素技術・製品等について、導入可能な最大限の対策を見込む場合には、その導入に当たって、どのような障壁があるのかを把握しながら、国内排出量取引制度の創設を含めた様々な施策の導入を検討していくことが重要であるが、いずれの場合であっても、各社、各団体の取組状況の確認、検証を踏まえ、取組の水準が十分でない場合や進捗が十分でない場合には、排出目標を担保する施策の創設を検討する必要がある。

国内排出量取引制度については、これ までも政府の温暖化対策に関する計 画において施策として位置付けられ、 議論が進められてきたことから、本報 告書においても、何らかの整理が必要 であると考えます。また、部会及び小 委員会においても複数の委員から国 内排出量取引制度は目標を担保する 施策として必要であるとの意見もあ ったことから、こうした議論を踏まえ て記述を行っているものです。なお、

	いただいた御意見については、報告書
	の別箇所に記載しました。

(4) 各ケースの経済への影響・効果分析

修正案	修正理由	御意見に対する対応
70ページ		
「6(4)各ケースの経済への影響・効果分析」について		「経済モデル分析結果の提示に当た
【意見】		っての留意点」などにおいて記述して
モデル分析の試算結果を示す際には、その前提条件、モデル分析の限		おります。
界等、モデル分析を読むに当たっての留意点について明示すべき。		
71ページ5行目		
○ 複数の選択肢の原案作成に向けて、各 WG における検討内容の報告、	技術モデルには経済影響が考慮されていな	御意見を踏まえて、「国立環境研究所
部会・小委員会における議論を踏まえ、対策・施策のケース分けを行	い点を明記すべき	AIM チーム日本技術モデルは、各 WG
うとともに、総合資源エネルギー調査会基本問題委員会において検討		における部門別の対策に関わる検討
されている原発の想定を用いて、以下のとおりケースを設定した。各		結果について、整合性のとれた枠組で
ケースについて、国立環境研究所 AIM チーム日本技術モデルを用い、		技術を積み上げることによって日本
我が国のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量等を試算した。こ		全体の排出構造や対策効果を把握す
の試算に用いた技術モデルは、技術の積み上げによって日本のエネル		るものである。省エネ・省 CO2 に伴う
ギーの需給構造を再現するモデルであり、経済モデルではないため、		経済影響やエネルギー価格情報に伴
省エネ・省 CO2 に伴う経済影響やエネルギー価格上昇に伴いエネルギ		いエネルギー需要が減少する効果な
一需要が減少する効果などについては分析を行っていない。		どについての分析については、後述の
		経済モデルを用いて分析を行ってい
		る。」を注記いたしました。
20行目		

○したがって、対策・施策を講じることにより国民生活や経済へどの ような影響が生じるか、経済モデルを用いて分析し、その分析結果を 各選択肢の原案についての判断材料に用いることとした。 案件成に当たっては、部会・小委員会での議論も踏まえて、6ケース に絞り込みを行い、経済モデル分析を行った。

○経済モデルの分析については、技術モデルの分析ケース全て実施すべきといった意見、対策強度の違いに伴う経済影響がわかるように、同じ原子力比率の下で対策強度を変化させたケースで分析すべきという意見、原子力比率の違いに伴う経済影響がわかるように対策強度は中位に固定し原子力比率を0から35%まで変化させて分析すべきという意見等があり、部会および小委員会委員の間で意見が分かれたが、時間的制約により、事務局が提示した6つのケースを選び経済モデル分析を行うこととした。

選択肢原案と経済モデルへの入力ケースが 同一であるとの誤解が生じないよう正確に 記載すべき。 御意見を踏まえて、「本来は全ケースについて分析すべきであり、部会・小委員会では、設定したケースの全てを経済モデルによって分析すべきといった意見、原発比率を固定することによって対策・施策の強度や原発の比率による影響を分析すべきといった意見があったが、作業上の制約から、こうした議論も踏まえて、総合エネルギー調査会基本問題委員会で検討を行っているケースに近いケースについて分析を行った。」と注記いたしました。

(5) 2020 年及び 2030 年までの地球温暖化対策の複数の選択肢原案

修正案	修正理由	御意見に対する対応
選択肢原案が変わることに伴い、その原案以外のケースについての記	国民(マスコミ等)分かり解しやすいよう	最終的にエネルギー・環境会議に提示
述は削減し、各選択肢原案を実現するために技術的、経済的、社会的	に、分かりやすいまとめが必要である。	する資料については、御指摘のとお
に必要と考えられる事項を、関連ページを明記した箇条書き、又は表		り、最終的に提示する選択肢の原案に
にまとめる。		関する記述に絞ったものとなること
		が想定されますが、報告書について
		は、最終的に提示する選択肢の原案以

外(の選択肢も含め、御議論をいただい
た。	内容を包括的にとりまとめたいと
考	えております。

(6)複数の選択肢の原案の評価

修正案	修正理由	御意見に対する対応
選択肢原案が変わることに伴い、その原案以外のケースについての記	国民(マスコミ等)分かり解しやすいよう	最終的にエネルギー・環境会議に提示
述は削減し、各選択肢原案を実現するために技術的、経済的、社会的	に、分かりやすいまとめが必要である。	する資料については、御指摘のとお
に必要と考えられる事項を、関連ページを明記した箇条書き、又は表		り、最終的に提示する選択肢の原案に
にまとめる。		関する記述に絞ったものとなること
		が想定されますが、報告書について
		は、最終的に提示する選択肢の原案以
		外の選択肢も含め、御議論をいただい
		た内容を包括的にとりまとめたいと
		考えております。
78ページ		
(6) 複数の選択肢の原案の評価	気候変動の影響を緩和していくために	2050 年 80%削減の実現可能性の観点
	は、世界全体での排出量を2050年まで	も含め、選択肢間で比較ができるよう
	に50%削減する必要がある。選択肢の原	さまざまな資料を部会・小委員会に提
	案の評価に当たっては、第4次環境基本計	示させていただき、報告書にも情報を
	画で閣議決定された我が国の長期目標で	整理させていただいたところです。
	あるとともに、先進国が目指すべき世界	
	全体が共有する目標といえる2050年	
	80%削減に向けた実現可能性の観点か	

	ら評価を行う必要がある。 上記については、平成24年2月22 日に地球環境部会及び小委員会において 取りまとめられた「2013年以降の対策・ 施策に関する検討小委員会における検討 方針」の中でも、(3)複数の選択肢の原 案等を評価する際の観点として位置づけ られている。	
78ページ10行目以降 (6)複数の選択肢の原案の評価の評価方法について 4ページに記載されている細野環境大臣より提示された3つの観点 (1)気候上昇を2℃以内にとどめるために2050年世界半減、先 進国80%削減、という長期目標の実現可能性、 (2)世界に先駆け未来を先取る低炭素社会実現の可能性 (3)世界に先駆け未来を先取る低炭素社会実現のための施策の提示 の観点から評価するための表を挿入する。定量的な判断は困難な部分 については、相対的に◎、○、△、×、をつける。	そもそも本議論の出発点がこれらの目的の実現であるため。	◎、○、△、×が分かりやすいかどうかは議論があり、省エネ、再エネ、温室効果ガス削減等について数値やグラフ等を用いて選択肢間で比較ができるようにお示ししているところです。
78ページ11行目 (タイトルの下に本文を追加) 複数の選択肢原案については、時間的な制約から、部会・小委員会に おいて十分な議論を尽くすことができなかったため、経済モデルによ り定量分析したケースを次表のとおり整理した。	選択肢の原案は、各案の基本的な考え方、 「高位」「中位」「低位」の対策・施策の CO2 削減効果、コスト、雇用や電気料金など国 民生活への影響、社会・経済への影響等に	加投資額、省エネ・再エネによる回収 額等について、選択肢間で比較可能な

	ついて整理したものを選択肢として国民に	
	分かりやすく示すための材料でなければな	
	らない。	
	ここに示された選択肢原案の比較表は、事	
	務局が各分野の対策を羅列したもので、十	
	分に議論されておらず、上記の「選択肢原	
	案」の条件には合わない。	
7 9ページ		
この図表は各ケース毎に経済モデルによって値が異なる点を記載すべ	この図表は各ケース毎に経済モデルによっ	各選択肢において、研究機関・研究者
き。	て値が異なるが、どのようになるのか判ら	によって試算結果が異なることから、
	ない。経済への効果・影響だけでなく、CO	幅をもって選択肢の値を示す図表も
	2削減量、LNG 比率等も異なる。	示しました。
79ページ1行目		
図表 地球温暖化対策に関する <mark>複数の選択肢原案</mark> 定量分析ケースの比	選択肢の原案は、各案の基本的な考え方、	本図表では、地球部会・小委員会で御
較	「高位」「中位」「低位」の対策・施策の CO2	議論いただき、整理した複数の選択肢
	削減効果、コスト、雇用や電気料金など国	の原案が比較できる図表を示したい
	民生活への影響、社会・経済への影響等に	と考えておりますので、図表のタイト
	ついて整理したものを選択肢として国民に	ルは原案のままといたしました。な
	分かりやすく示すための材料でなければな	お、御指摘の通り、各選択肢がどのよ
	らない。	うなものか分かりやすく提示する必
	ここに示された選択肢原案の比較表は、事	要があると考えておりますので、御意
	務局が各分野の対策を羅列したもので、十	見も踏まえつつ、分かりやすい図表と
	分に議論されておらず、上記の「選択肢原	したいと考えております。

案」の条件には合わない。	

○7. 国内の吸収源対策について

修正案	修正理由	御意見に対する対応
20ページ36行目		
森林経営による森林吸収量の算入上限値3.5パーセント分を最大限	わが国の 2020 年、2030 年の中期目標を	事務局が報告を行い、部会での議論を
確保することを目指すべき一方で、森林吸収量のわが国の 2020 年、	実現するためのツールとして、森林経営に	踏まえて記述を行っているものであ
2030年の中期目標の中での位置付け、及び織り込み方法については、	よる森林吸収量の算入上限値 3.5 パーセン	り、原案のままとさせていただきまし
十分に議論することが必要である。	ト分を最大限確保できるようにしておくこ	た。
	とは重要である。しかしながら、森林吸収	
	源対策をどう扱うかということについて	
	は、費用対効果をはじめ他の施策との比較	
	考量が必要であることから、森林吸収源3.5	
	パーセントについて、議論なく固定的にわ	
	が国の目標に織り込むような書きぶりをす	
	べきではない。	
80ページ36行目		
森林経営による森林吸収量の算入上限値3.5パーセント分を最大限	わが国の 2020 年、2030 年の中期目標を実	事務局が報告を行い、部会での議論を
確保することを目指すべきであるが、一方で森林吸収量のわが国の	現するためのツールとして、森林経営によ	踏まえて記述を行っているものであ
2020年、2030年の中期目標の中での位置付け、及び織り込み方法に	る森林吸収量の算入上限値 3.5 パーセント	り、原案のままとさせていただきまし
ついては、十分に議論することが必要である。	分を最大限確保できるようにしておくこと	た。

は重要である。しかしながら、森林吸収源	
対策をどう扱うかということについては、	
費用対効果をはじめ他の施策との比較考量	
が必要であることから、森林吸収源 3.5 パ	
ーセントについて、議論なく固定的にわが	
国の目標に織り込むような書きぶりをすべ	
きではない。	

○8. 国際貢献を通じた排出削減について

修正案	修正理由	御意見に対する対応
CDMの成果と課題とCDMの課題解決へ向けた取組みの2つの	全体が長すぎるため。	御指摘を踏まえて、修正いたしまし
部分を統合してはどうか。		た。
(ボリュームを半分程度にしてはどうか)		
2 2ページ 5 行目		
○ 京都メカニズムは、京都議定書によって導入された附属書 I 国		御指摘を踏まえて、修正いたしまし
(先進国)の排出削減目標を達成するための補足的な仕組みであり、		た。
他国での排出削減・吸収プロジェクトの実施による排出削減量等に基		
づきクレジットを発行、移転し、 <u>先進国は</u> 自国の議定書上の約束達成		
に用いることができる。地球温暖化が地球規模の問題であり、世界全		
体で効率的な排出削減・吸収を行っていくことが重要であることが導		
入の背景となっている。		
2 2ページ1 2行目		

○ 京都メカニズムのうち、非附属書 I 国 (途上国) で実施されるク		御指摘を踏まえて、修正いたしまし
リーン開発メカニズム(以下「CDM」という。)では、 <u>先進国の排出削</u>		た。
減目標の遵守の達成を支援することとともに、途上国の持続可能な開		
発を達成し、気候変動枠組条約の究極的な目的に貢献することを支援		
<u> </u>		
当該国における排出削減・吸収とともに持続可能な開発の促進に貢献		
することが目的となっている。		
23ページ15行目		
(追加)		
すでに 1 人当たりの排出量が 2050 年における許容レベルを超えた新	課題について追加の必要があり、また、	御指摘を踏まえて、排出量の多い新興
興国に対しても大量の CDM が行われているといった点があげられる。	対応についても若干記述が必要なため。	国にプロジェクトが集中している旨
これらに対しては、CDM を後発途上国に振り向けるなどの努力が必		をCDMの課題を記述した箇所に、後発
要である。		途上国での CDM プロジェクトを優先
		的に支援する旨を CDM の活用につい
		て記述した箇所にそれぞれ加筆いた
		しました。
23ページ37行目		
このため、京都議定書参加国の取組である CDM の枠組みに捉われずに	CDM の欠点を補う二国間オフセットクレ	御指摘を踏まえて、二国間メカニズム
柔軟かつ迅速な対応が可能なメカニズムの導入が望まれる。	ジットをイメージして記載するのであれ	が CDM の欠点を補うものであること
	ば、修正案の文章の方が自然。	がわかるよう一部修正いたしました。
	京都メカニズムクレジットについては、国	
	富の流出に繋がるとの懸念も示されている	
	ことから、二国間オフセットクレジットを	
	含め、途上国および我が国の経済活動の双	

	方の活性化に繋がる活用のあり方を模索す	
	べきであることを記載していただきたい。	
2 4ページ2 3行目		
地球温暖化対策がわが国を含めた世界共通の地球規模の課題であり、	気候変動の影響に対する脆弱性は地域に	御指摘を踏まえ、温暖化の地球全体へ
温室効果ガスの排出削減の効果は国内外に差がない中で、経済発展に	よって異なることから、温室効果ガス削減	の効果を考える際には、世界のどこで
伴い温室効果ガスの著しい排出増が見込まれる・・・・・・	の効果も地域によって異なると思われるた	削減するかではなく全体でどれだけ
	め	削減するかが重要であるとの趣旨が
		わかるように記述を修正しました。
2 4ページ2 8行目		
○ 我が国は京都議定書第二約束期間には参加しないこととしてい		今後、途上国において著しい排出増が
るが、京都議定書目標達成計画で指摘されている「今後、途上国等に		見込まれることから、途上国における
おいて温室効果ガスの排出量が著しく増加すると見込まれる中、我が		排出削減が従来に増して重要である
国が地球規模での温暖化防止に貢献する」ことは、2013年以降、従	従来にも増しての議論はなかった。貢献	との事実をこれまでの部会で提示し
来に増して も重要 <u>であることに変わりはなく</u> となっており、国内にお	は国内努力に対してはなじまない語句。	た資料から引用し、記述したもので
ける削減活動のみならず、海外での削減活動についても、積極的に取		す。貢献は国内対策になじまない語句
<u>り組み</u> 貢献し 、この成果を <u>我が国の削減努力として</u> 対外的に表明して		との御指摘については、御指摘を踏ま
いくことが重要である。 この点については、昨年の COP17 決定に基づ	前段の文章との整合性がない。	え、修正しました。また、後段につい
き、先進国が掲げる中期目標の詳細について各国の説明が求められて		ては、COP 決定をより正確に記述し、
いるが、国内排出削減分に加えて国際的な市場メカニズムの活用量に		一部を修正しました。
ついても明らかとすることとされている。		
2 4 ページ 2 8 行目		
我が国は京都議定書第二約束期間には参加しないこととしているが、	2013 年以降、海外での取組みが「従来に	今後、途上国において著しい排出増が
京都議定書目標達成計画で指摘されている「今後、途上国等において	増して」重要になっているとの議論は無か	見込まれることから、途上国における
温室効果ガスの排出量が著しく増加すると見込まれる中、我が国が地	った。	排出削減が従来に増して重要である

	_	
球規模での温暖化防止に貢献する」ことは、2013 年以降 、従来に増	また、「積極的に貢献し」の部分は、「国	との事実をこれまでの部会で提示し
しても重要 <u>となっておであることは不変であり</u> 、国内における削減活	内における削減活動」にも係るので、「貢	た資料から引用し、記述したもので
動のみならず、海外での削減活動についても、積極的に <mark>貢献し</mark> 取り組	献」という用語は不適切。	す。「積極的に貢献」は国内対策に係
<u>み、</u> この <u>国内外での</u> 成果を <u>我が国の削減努力として</u> 対外的に表明して	後段の「この成果を対外的に表明」の定	る用語として不適切、「この効果を対
いくことが重要である。	義が曖昧であることから、言葉を補う必要	外的に表明」の定義が曖昧との御指摘
	がある。	については、御指摘を踏まえ、修正し
		ました。
24ページ33~36行目		
この点については、昨年の COP17 決定に基づき、先進国が掲げる中	国際的な市場メカニズムの活用の考え方	COP 決定では、国内排出削減分に加え
期目標の詳細について各国の説明が求められているが、国内排出削減	について説明が求められているところであ	て国際的な市場メカニズムの活用量
分に加えて国際的な市場メカニズム活用の考え方についての説明も	り、活用量を明らかにすることが求められ	を含めた排出削減目標について明ら
併せて求められている。	ているのではない。	かとすることとされていることから、
		その旨がわかるよう一部を修正しま
		した。
2 4 ページ 3 3 行目		
この点については、昨年の COP17 決定に基づき、先進国が掲げる中期	小見出しにある「今後の国際貢献を通じた	COP 決定では、国内排出削減分に加え
目標の詳細について各国の説明が求められているが、国内排出削減分	排出削減の考え方」との関係が不明瞭であ	て国際的な市場メカニズムの活用量
に加えて国際的な市場メカニズムの活用量についても明らかとする	り、前段の文章とも整合性がとれていない	を含めた排出削減目標について明ら
こととされている。	ことから削除すべき。	かとすることとされていることから、
		その旨がわかるよう一部を修正しま
		した。
2 4 ページ3 8 行目		
○ また、我が国 <u>が海外における排出削減に貢献することは、</u> 優れた		御指摘を踏まえ、修正しました。
低炭素技術やノウハウを製品やプロジェクトの形で海外に移転し、そ		

れらを広く市場に普及する可能性を有している。それにより、途上国のみならず日本も含めた双方の低炭素成長に貢献することができる。 海外における排出削減への貢献を通じて、潜在的な力を有しており、 地球規模での課題の解決に向け、我が国の優れた低炭素技術やノウハウこうした能力をより積極的に活かしていく道を探るべきである。

25ページ1行目

○ このため、我が国は京都議定書第二約東期間に参加しないこととしている。我が国が、2013年以降も、温室効果ガス排出削減に向けた国内対策、国際貢献のいずれの面でも、取組の手を緩めるものではない。なお、とするならば、国際貢献部分についてはが我が国の目標にどのように位置づけるのか真摯に議論するの一部を構成する旨を明らかにするとともに、京都議定書第一約東期間における国際貢献分(基準年総排出量比1.6%)を後退させることなく、強化を図っていくことが必要である。

国際貢献部分についての目標については 部会の議論では、数値目標について、 十分に議論されてはいない。国富流出を伴 賛否両論あったことから、当該論点に う面もあるので、国民生活に与える影響を ついて、国民に示すため当該議論を記 考慮した検討が必要である。 載する必要があると判断しました。な

部会の議論では、数値目標について、 賛否両論あったことから、当該論点に ついて、国民に示すため当該議論を記 載する必要があると判断しました。な お、御指摘を踏まえ、費用対効果も考 えながら、最大限努力していくことが 必要である旨を記述させていただき ました。

25ページ1行目

このため、我が国は京都議定書第二約東期間には参加しない我が国が こととしているが、2013年以降も、温室効果ガス排出削減に向けた 国内対策、国際貢献のいずれの面でも、取組の手を緩めるものではないとするならば、。一方、国際貢献が部分について、我が国の目標の一部を構成する旨を明らかにするとともに、にどのように位置づけるのか十分な議論が必要である。京都議定書第一約東期間における国際 貢献分(基準年総排出量比 1.6%)を後退させることなく、強化を図っていくことが必要である。

「取組の手を緩めるものではないとする ならば、」という否定、かつ仮定の表現は 使うべきではない。

国際貢献部分について、我が国の目標との関係が議論できていないことから、「そもそも地球温暖化対策の国際貢献とは何か」という点や、費用対効果等国内目標との関係についてもしっかりとした検討をする必要がある。

部会の議論では、数値目標について、 賛否両論あったことから、当該論点に ついて国民に示すため当該議論を記 載する必要があると判断しました。な お、御指摘を踏まえ、費用対効果も考 えながら、最大限努力していくことが 必要である旨を記述させていただき ました。 また、現行京都議定書における我が国の 国際貢献分(基準年比 1.6%)を強化する かどうかということについても全く議論が できておらず、誰の負担で、どのくらいの コストをかけるのか慎重かつ十分な検討が 望まれる。結論ありきの書きぶりをすべき ではない。

特に、政府民主党が政権の命運をかけて 財政問題に取り組んでいる状況下、何ら検 討なく国際貢献に国費を投入、しかも強化 を図ると断定されていることについては強 い違和感を覚えざるを得ない。

25ページ1行目

(全文削除すべきであるが、どうしても削除できないのであれば、以下の通り修正を要望)

このため、京都議定書第二約束期間に参加しない我が国が、2013 年 以降も、温室効果ガス排出削減に向けた国内対策、国際貢献のいずれ の面でも、取組みの手を緩めるものではないとするならば、国際貢献 がわが国の目標の一部を構成する旨を明らかにするとともに、京都議 定書第一約束期間における国際貢献分(1.6%)を後退させることな く強化を図っていくことが必要である。の検証等を踏まえて、今後の 取組みを検討していくことが必要である。

温暖化防止における貢献を我が国全体の 部会の議論では、数値目標について、 国際戦略としてどのように位置づけるのか 賛否両論あったことから、当該論点に を、まず整理する必要がある。 ついて、国民に示すため当該議論を記

それがない中で、何故 1.6%という数値 目標が出てくるのか理解できない。1.6%を 目指すという事であれば、その位置づけは 「CO2 削減における国際貢献の規模観を提 示するための目安」だということを明確に すべき。

また、国際的に具体的な数字を今コミッ 効果も考えながら、最大限努力してい トすることは、国際枠組の交渉上も得策で くことが必要である旨を記述しまし

部会の議論では、数値目標について、 賛否両論あったことから、当該論点に ついて、国民に示すため当該議論を記 載する必要があると判断しました。ま た、国際的に具体的な数字をあらかじ め表明することは、我が国の積極的な 姿勢を国際的にアピールする意味で、 削減した後の結果を示すのみよりも 有効であると考えます。なお、費用対 効果も考えながら、最大限努力してい くことが必要である旨を記述しまし

	はないと思われる。	た。
25ページ1行目		
京都議定書第二約束期間に参加しないものの、我が国が、2013 年以	p 24、31 行目からでは、「国内における	 部会の議論では、数値目標について、
	- 削減活動のみならず、海外での削減活動に	 賛否両論あったことから、当該論点に
面でも、取組の手を緩めることなく推進し ものではないとするなら	 ついても、積極的に貢献し、この成果を対	 ついて、国民に示すため当該議論を記
	 外的に表明していくことが重要である。」と	 載する必要があると判断し、そのため
	している。また、国内対策、国際貢献にお	の書きぶりとし数値目標を掲げるか
	 ける取組を推進するという姿勢を明確にす	 否かの考え方の前提となる前段の部
	 べきであり、取組を仮定形の表現で記述す	 分について仮定形の表現で記述した
	べきでない。	ものです。
25ページ3~5行目		
・・・国際貢献が我が国の目標の一部を構成する旨を明らかにするとと	 国際貢献は重要な取り組みと認識してい	 部会の議論では、数値目標について、
もに、京都議定書の第一約束期間における 今後も国際貢献分(基準年	 るが、二国間オフセット・クレジット制度	 賛否両論あったことから、当該論点に
────────────────────────────────────	 のスキームなどが明確でない段階で、日本	 ついて、国民に示すため当該議論を記
<u>する</u> ことが必要である。	 の目標の一部とすることは時期尚早であ	 載する必要があると判断しました。な
	 り、数値目標も記載すべきではない。	 お、費用対効果も考えながら、最大限
		 努力していくことが必要である旨を
		記述させていただきました。
25ページ12行目		
以下を追加		
○特に、世界のエネルギーの7割は、都市で消費されており、都市レ	世界のエネルギーの7割は、都市で消費	御指摘を踏まえて、「3.国際交渉の
ベルでの温暖化対策の取組が重要であるという認識が国際的に広ま	 されており、都市レベルでの温暖化対策が	状況」の「途上国支援」において記述
っている。	重要であるという認識が国際的に広まって	いたしまいた。
その意味で、東京都を始めとする我が国の自治体・地域における先進	いることから、東京都を始めとするわが国	

的な取組を、経済発展著しいアジア等の諸都市に普及させていくこと	の自治体・地域における先進的な取組を、	
も、我が国の国際貢献として大きな意義を有するものといえる。	経済発展著しいアジアの諸都市等に普及さ	
	せていくことも、わが国の国際貢献として	
	大きな意義を有するものといえるため。	
77ページ34行目		
・・・・国際貢献が我が国の目標の一部を構成する旨を明らかにするとと	国際貢献は重要な取り組みと認識している	部会の議論では、数値目標について、
もに、京都議定書の第一約束期間における 今後も国際貢献分(基準年	が、二国間オフセット・クレジット制度の	賛否両論あったことから、当該論点に
総排出量比 1.6%) を後退させることなく、強化を図っていくを継続	スキームなどが明確でない段階で、日本の	ついて、国民に示すため当該議論を記
することが必要である。	目標の一部とすることは時期尚早であり、	載する必要があると判断しました。な
	数値目標も記載すべきではない。	お、費用対効果も考えながら、最大限
		努力していくことが必要である旨を
		記述させていただきました。
8 3ページ2 7行目		
このため、全世界共通の取組である CDM の課題を解決し、その利点を	CDM の欠点を補う二国間オフセットクレジ	現在、我が国が提唱している二国間オ
補いつつ並存する柔軟かつ迅速な対応が可能な分権的な制度を新た	ットをイメージして記載するのであれば、	フセット・クレジット制度は、CDMの
に導入することが必要である。 京都議定書参加国の取組である CDM の	修正案の文章の方が自然。	課題を解決し、その利点を補いつつ並
<u>枠組みに捉われずに柔軟かつ迅速な対応が可能なメカニズムの導入</u>	京都メカニズムクレジットについては、国	存する柔軟かつ迅速な対応が可能な
が望まれる。	富の流出に繋がるとの懸念も示されている	分権的な制度を目指しており、CDMの
	ことから、二国間オフセットクレジットを	存在自体を否定するものではないと
	含め、途上国および我が国の経済活動の双	ころ、御指摘を踏まえ、前回の資料に
	方の活性化に繋がる活用のあり方を模索す	おいて、一部修正しました。
	べきであることを記載していただきたい。	
8 4ページ1 8行目		
○我が国は京都議定書第二約束期間には参加しないこととしている	「2013 年以降、従来に増して重要となって	今後、途上国において著しい排出増が

が、京都議定書目標達成計画で指摘されている「今後、途上国等にお	おり」の討議はされていない。	見込まれることから、途上国における
いて温室効果ガスの排出量が著しく増加すると見込まれる中、我が国		排出削減が従来に増して重要である
が地球規模での温暖化防止に貢献する」ことは、2013 年以降 、従来		との事実をこれまでの部会で提示し
に増して も重要であることに変わりなく となっており 、国内における		た資料から引用し、記述したもので
削減活動に積極的に取り組むのみならず、海外での削減にも積極的に		す。
貢献し、この国内外の成果を効果的な方法で諸外国にも表明していく		
ことが重要である。		
8 4 ページ1 8 行目		
我が国は京都議定書第二約束期間には参加しないこととしているが、	2013年以降、海外での取組みが「従来に増	今後、途上国において著しい排出増が
京都議定書目標達成計画で指摘されている「今後、途上国等において	して」重要になっているとの議論は無かっ	見込まれることから、途上国における
温室効果ガスの排出量が著しく増加すると見込まれる中、我が国が地	た。	排出削減が従来に増して重要である
球規模での温暖化防止に貢献する」ことは、2013年以降、従来に増		との事実をこれまでの部会で提示し
して も重要 となってお であることは不変であり、		た資料から引用し、記述したもので
		す。
8 4 ページ 1 8 行目		
○我が国は京都議定書第二約束期間には参加しないこととしている	「2013 年以降、従来に増して重要となって	今後、途上国において著しい排出増が
が、京都議定書目標達成計画で指摘されている「今後、途上国等にお	おり」の討議はされていない。	見込まれることから、途上国における
いて温室効果ガスの排出量が著しく増加すると見込まれる中、我が国		排出削減が従来に増して重要である
が地球規模での温暖化防止に貢献する」ことは、2013 年以降、 従来		との事実をこれまでの部会で提示し
に増して も重要であることに変わりなく となっており 、国内における		た資料から引用し、記述したもので
削減活動に積極的に取り組むのみならず、海外での削減にも積極的に		す。
貢献し、この国内外の成果を効果的な方法で諸外国にも表明していく		
ことが重要である。		
8 4ページ1 8行目		

我が国は京都議定書第二約束期間には参加しないこととしているが、 京都議定書目標達成計画で指摘されている「今後、途上国等において 温室効果ガスの排出量が著しく増加すると見込まれる中、我が国が地 球規模での温暖化防止に貢献する」ことは、2013年以降、従来に増 しても重要となっておであることは不変であり、

2013年以降、海外での取組みが「従来に増して」重要になっているとの議論は無かった。

今後、途上国において著しい排出増が 見込まれることから、途上国における 排出削減が従来に増して重要である との事実をこれまでの部会で提示し た資料から引用し、記述したもので す。

84ページ34行目

このため、我が国は京都議定書第二約東期間には参加しない我が国がこととしているが、2013 年以降も、温室効果ガス排出削減に向けた国内対策、国際貢献のいずれの面でも、取組の手を緩めるものではないとするならば、。国際貢献を通じた排出削減が我が国の目標の一部を構成する旨を明らかにするとともに、京都議定書第一約東期間における国際貢献分(基準年総排出量比1.6%)を後退させることなく、強化を図り、費用対効果も考えながら最大限努力していくことが必要である。一方、国際貢献(海外での排出削減)と、その日本の削減実績としてのカウントは、我が国にとって重要な項目であり、制度の内容、そのコストの負担者、日本の全体削減目標の中での国内排出削減との柔軟な取り合いなど議論すべき点は多い。また、国際交渉における目標の提示の仕方については、なお工夫を要する。

取組の手を緩めるものではないとするなら ば、」という否定、かつ仮定の表現は使う べきではない。

国際貢献部分について、我が国の全体目標との関係が議論できていないことから、「そもそも地球温暖化対策の国際貢献とは何か」という点や、費用対効果等国内目標との関係についてもしっかりとした検討をする必要がある。

また、現行京都議定書における我が国の国際貢献分(基準年比 1.6%)を強化するかどうかということについても全く議論ができておらず、誰の負担で、どのくらいのコストをかけるのか慎重かつ十分な検討が望まれる。結論ありきの書きぶりをすべきではない。

特に、政府民主党が政権の命運をかけて財

数値目標については、部会において数回にわたり議論を行い、その際、賛否両論あったことから、当該論点について、国民的な議論に付すため、記載することとしたものです。また、海外における排出削減を実現していくにあたっては、その費用対効果も考えながら、最大限努力していくことが必要である旨も記載しました。なお、国際貢献を通じた排出削減という考え方については、我が国が海外で行った削減活動を、我が国の取組として効果的に表明していくという趣旨がわかりやすく伝わるよう、海外における排出削減に修正しました。

政問題に取り組んでいる状況下、何ら検討なく国際貢献に国費を投入、しかも強化を図ると断定されていることについては強い違和感を覚える。

84ページ34行目

このため、京都議定書第二約東期間に参加しない我が国が、2013 年 以降も、温室効果ガス排出削減に向けた国内対策、国際貢献のいずれ の面でも、取組の手を緩めるものではないとするならば、国際貢献を 通じた排出削減が我が国の目標の一部を構成する旨を明らかにする とともに、京都議定書第一約東期間における国際貢献分(基準年総排 出量比1.6%)を後退させることなく、強化を図り、費用対効果も考 えながら、最大限努力していくことが必要である。

→全文削除

(どうしても削除できないのであれば、以下のとおり修正を要望する)

このため、京都議定書第二約束期間に参加しない我が国が、2013 年 以降も、温室効果ガス排出削減に向けた国内対策、国際貢献のいずれ の面でも、取組の手を緩めるものではないとするならば、<mark>国際貢献を 通じた排出削減が我が国の目標の一部を構成する旨を明らかにする</mark> とともに、京都議定書第一約束期間における国際貢献分(基準年総排 出量比 1.6%)を後退させることなく、強化を図り、費用対効果も考 えながら、最大限努力していくことが必要である。の検証等を踏まえ

温暖化防止における貢献を我が国全体の国際戦略としてどのように位置づけるのかを、まず整理する必要がある。

それがない中で、何故 1.6%という数値目標が出てくるのか理解できない。1.6%を目指すという事であれば、その位置づけは「CO2 削減における国際貢献の規模観を提示するための目安」だということを明確にすべき。

また、国際的に具体的な数字を今コミット することは、国際枠組の交渉上も得策では ないと思われる。 数値目標については、部会において数回にわたり議論を行い、その際、賛否両論あったことから、当該論点について、国民的な議論に付すため、記載することとしたものです。また、海外における排出削減を実現していくにあたっては、その費用対効果も考えながら、最大限努力していくことが必要である旨も記載しました。なお、国際貢献を通じた排出削減という考え方については、我が国が海外で行った削減活動を、我が国の取組として効果的に表明していくという趣旨がわかりやすく伝わるよう、海外における排出削減に修正しました。

て、今後の取組を検討していくことが必要である。

84ページ36行目

・・・・国際貢献を通じた排出削減が我が国の目標の一部を構成する旨を明らかにするとともに、京都議定書第一約束期間における</u>今後も国際 貢献分(基準年総排出量比1.6%)を後退させることなく、強化を図り、 費用対効果も考えながら、最大限努力していくを継続することが必要である。

国際貢献は重要な取り組みと認識しているが、二国間オフセット・クレジット制度のスキームなどが明確でない段階で、日本の目標の一部とすることは時期尚早であり、定量的な目安は記載すべきではない。

数値目標については、部会において数回にわたり議論を行い、その際、賛否両論あったことから、当該論点について、国民的な議論に付すため、記載することとしたものです。また、海外における排出削減を実現していくことが必要である旨も記載しました。なお、国際貢献を通じた排出削減という考え方については、我が国が海外で行った削減活動を、我が国の取組として効果的に表明していくという趣旨がわかりやすく伝わるよう、海外における排出削減に修正しました。

8 4ページ4 2 行目

国際社会からわが国の国際貢献による削減分と適切に評価される二 国間オフセット・クレジット制度が創設された場合には、国際貢献に 活用するために、その実施、人材育成・・

※なお、文案の修正については第 107 回部会に向け意見をすでに提出 しているため、そちらを反映していただくようお願いいたします。

我が国の国際貢献分として国内削減目標の 達成と同等に評価される二国間オフセット・クレジット制度が国際社会で認められる制度として構築された場合には。途上国 支援の方策の一つとして活用できる。

御指摘を踏まえ、二国間オフセット・ クレジット制度について、より多くの 国々の理解が得られるよう努力しな がら、その早期創設・実施等に取り組 んでいく旨を加筆しました。

追記要望	
CDM と二国間オフセット・クレジットのいずれについても、2013 年度	御指摘については、3.「(COP17の成
以降の日本による活用について、国際ルールで明確になっていない旨	果)」において、現在も交渉中である
は注記しておくべきである。	旨を国際交渉の状況等を記述してい
	る箇所に記載しております。

○9. 適応策について

修正案	修正理由	御意見に対する対応
2 7ページ3 3行目		
(追加)		
なお、生物多様性、海洋の酸性化など、適応対策の施しようがない分	すべての温暖化影響について適応対策が	御意見を踏まえて、「2. 科学的知見」
野も残念ながらあり、すべての問題に対して適応対策をとれるわけで	とれるという間違ったイメージを国民に与	に「適応策と緩和策の関係は、気候変
はなく、緩和が重要であることも認識しなければならない。	えないため。	動のリスク管理という観点から見る
		と、緩和策は、そもそもの根本的な原
		因である温室効果ガスの削減であり、
		適応策は、緩和策を講じても温暖化に
		より生ずる可能性のある避けられな
		い影響に対する対処である。」を追記
		いたしました。
28ページ11行目		
適応策に関してはp28上から9行目に「③地方公共団体と連携した		緩和策については、5/23 小委にて提
取組」や、p29上から10行目に「②並行した地域の取組の促進」が		示をさせていただいたところ、追加で

あり、自治体・地域との連携・協力が強く打ち出されているが、緩和		御意見がありましたら、御指摘くださ
策に関しては報告書(素案)に現在のところ、自治体・地域に関する		V'o
記述がほとんどない。緩和策でも自治体・地域は重要な役割を果たす		
ので、適応策に関してと同じように自治体・地域の役割に関する記述		
をしっかり盛り込むべきではないか。		
28ページ14行目		
地方公共団体レベルの総合的、計画的な取り組み	政府全体で必要でありながら地方公共団	御意見を踏まえて修正いたしました。
	体では不要との理由は見当たらないため	
29ページ20~22行目		
地域における自主的・先行的な取組の支援、計画的・継続的な取組を	地方公共団体における取組を促進するに	現時点で、地方公共団体においてどの
可能とする制度的な枠組み作りの支援、温暖化やその影響に関わる予	は、総合的、計画的に取り組むことが重要	ような取組を行うべきか、あまり予断
測情報の地域活用の支援、環境アセスに加え防災やエネルギーのアセ	であり、そのことが、より具体的に示され	する段階になく、今後、適応計画を策
スを含む計画評価の取組の支援等を通じ、地方公共団体における取組	る必要があるため。具体的とは、計画的に	定する中で影響を受ける分野ごとに
を積極的に支援することが重要である。	進めるため、計画と評価の制度が必要であ	検討される問題と考えますので原案
	り、総合的に取り組むため、防災面のみで	のとおりとさせていただきます。
	なく、環境面、エネルギー面、そして社会・	
	経済面などを総合的にアセスして取り組む	
	ことが必要なため。	
2 9 ページ 2 4 行目		
「③法定化の検討 国全体での適応の取組を進めるためには、諸外国	適応の検討において法定化について議論	既に各国において法定計画が策定さ
の例にならい、適応計画の策定等の適応に関する取組を法定化するこ	されておらず、現段階で報告書に盛り込む	れているところであり、部会で複数の
とを今後検討すべきである。」を削除	のは、唐突かつ拙速である。「関係省庁間の	委員から策定すべき旨指摘があった
	連携により、各省庁、地方公共団体等で行	ことから、原案のとおりとさせていた
	っている活動を洗い出し、総合的かつ計画	だきます。

	的に対策を進める」ことがまず必要。	
	(「法定化」とはそもそもどのようなものを	
	イメージしているのか)	
8 9 ページ 2 4 行目		
③ 法定化の検討	部会で討議をしていないことを報告書に記	既に各国において法定計画が策定さ
国全体での適応の取組を進めるためには、諸外国の例にならい、適応	すべきではない。	れているところであり、部会で複数の
計画の策定等の適応に関する取組を法定化することを今後検討すべ		委員から策定すべき旨指摘があった
きである。		ことから、原案のとおりとさせていた
		だきます。
8 9 ページ 2 4 行目		
不要。(全文削除)	部会において議論を行っていないことを報	既に各国において法定計画が策定さ
法定化の検討	告書に書き込むべきではない。	れているところであり、部会で複数の
国全体での適応の取組を進めるためには、諸外国の例にならい、適応		委員から策定すべき旨指摘があった
計画の策定等の適応に関する取組を法定化することを今後検討すべ		ことから、原案のとおりとさせていた
きである。		だきます。
8 9 ページ 2 4 行目		
③ 法定化の検討	適応の検討において法定化について議論さ	既に各国において法定計画が策定さ
国全体での適応の取組を進めるためには、諸外国の例にならい、適応	れておらず、現段階で報告書に盛り込むの	れているところであり、部会で複数の
計画の策定等の適応に関する取組を法定化することを今後検討すべ	は、唐突かつ拙速である。「関係省庁間の連	委員から策定すべき旨指摘があった
きである。	携により、各省庁、地方公共団体等で行っ	ことから、原案のとおりとさせていた
	ている活動を洗い出し、総合的かつ計画的	だきます。
	に対策を進める」ことがまず必要。	
	(「法定化」とはそもそもどのようなものを	
	イメージしているのか)	

29ページ25~26行目		
適応計画の策定と継続的な実施等の適応に関する取り組みを法定化	計画策定のみが取り組みでは、実効性が担	条例化の検討は地方公共団体の判断
することを今後検討するとともに、地方公共団体の並行する取り組み	保されないため。また、地方公共団体の取	に任せるべきものであり、そこまで特
<u>に対しても条例化などの検討を支援すること</u> を今後検討すべきであ	組についてもその自主性を尊重しつつ、そ	定することには様々な検討も必要と
る。	の制度化が円滑に進むような支援を行うべ	なります。また、ここでの「国全体」
	きであるため。	には、地方公共団体も含むもので、一
		般的な記載が適切ではないかと考え
		ますので、原案のとおりとさせていた
		だきます。
2 9ページ1 2行目		
○ さらに、上記の①~③の今後着手する取組と並行して、関係府省	原文では少々よみにくいから	ご意見を踏まえて表現を修正いたし
はこれまでの (において既に現れている) 温暖化に (よる気候変動)		ました。
起因する可能性が高い影響に対する適応策を引き続き推進する。(カ		
ツコ内を削除する)		

〇10. 2013年以降の地球温暖化対策・施策に関する計画策定に当たっての提言

修正案	修正理由	御意見に対する対応
90ページ4行目		
本報告書では、エネルギー・環境会議の要請に基づき、中央環境審議	地球環境部会や2013年以降の対策・施策に	10.には、「各施策の実現可能性
会地球環境部会として検討を行った地球温暖化対策の選択肢の原案を	関する検討小委員会において、議論が不十	及び国民や経済に与える影響・効果等
提示した。	分であるとの意見が多数でていたことを明	を考慮し、更に対策・施策の精査を行
なお、時間の制約もあり、選択肢を構成する個別の対策・施策につい	記しておく必要がある。	い、2013 年以降の地球温暖化対策・
ては、実現可能性やコスト、対策強度内での施策の組み合わせ等十分		施策に関する計画を策定する必要が

な検討ができていないものがあること、内容によっては必ずしも委員		ある。」と記述していることから、原
の意見が一致していないものも含まれていることなどに留意する必要		案のままとしましたが、御意見を踏ま
がある。		えて、
		~ 、 また、6. (1) では、「今回検討を
		ていて、
		のどのケースに分類されるかについ
		ては、我が国の 2020 年、2030 年の削
		減目標が定められた後、対策・施策の
		組み合わせも含めて、更に検討の余地
		があるのではないかとの意見があっ
		た。」としております。
90ページ10行目		
2050 年に80%削減の実現及び我が国のグリーン成長の達成に向けて	(提言である以上、国民に判断を求める提	選択肢の原案については、6. (5)
どのような選択肢を選択すべきか、実りある国民的議論を期待する。	言が必要であるが、この提言には、中央環	に記載しておりますが、御意見を踏ま
	境審議会としての主張が記載されていな	えて、10. については、提示する選
	い。原発の再稼働も含めて、地球温暖化対	択肢の原案が明確になるよう記載し
	策として選ぶべきケースを示し、その妥当	ました。
	性を説明すべきだと思います。	
	国民にケースを選択させるなら、中環審	
	としての、環境視点からに選択肢を示すべ	
	きだと思います。)	
90ページ24行目		
なお、東日本大震災後の電力需給のひっ迫でも明らかになったとおり、	部会において議論されていないため、記載	例えば、第 103 回地球部会(4/4)に
我が国においてはエネルギー需要構造に関するデータベースが十分に	すべきではない。データベースのイメージ	おいて、中上委員が業務部門のデータ

整備されておらず、各分野における 602 排出削減ポテンシャルの把握が現実には困難となっていることから、エネルギー需要に関するデータベースの整備・充実を図っていく必要がある。

が分かりにくい(エネルギー需要構造に関するデータベースとはどのようなものか。 その整備がどのように CO2 排出削減ポテンシャルの把握につながるのか)。 を充実させる必要性を指摘するなど しており、これを踏まえて記述してい るもので、原案のままといたしまし た。

94ページ14行目

また、同戦略がまとめられ、我が国の 2020 年、2030 年の削減目標が定められた後、本報告書策定に当たり各 WG 及び小委員会で検討を行った対策・施策の具体的内容を精査し、2013 年以降の地球温暖化対策・施策に関する計画を策定する必要がある。その際には、を踏まえつつ、各対策・施策の実現可能性及び国民や経済に与える影響・効果等を考慮し、部門間及び部門内の対策・施策の強度のバランスについて留意する更に対策・施策の精査を行い、2013 年以降の地球温暖化対策・施策に関する計画を策定する必要がある。

部会・小委員会の場において、複数の委員より、全分野一律の対策・施策強度とするのではなく、個別対策・施策レベルで、その内容を把握するとともに、それぞれについて最適な強度を議論する余地があるとの意見があったため。

6. (1)では「今回検討を行った対策・施策が高位、中位、低位のどのケースに分類されるかについては、我が国の2020年、2030年の削減目標が定められた後、対策・施策の組み合わせも含めて、更に検討の余地があるのではないかとの意見があった。」と記述しており、また、御指摘の部分では、「更に対策・施策の精査を行い」と記述していることから、部門間及び部門内の対策・施策の強度のバランスについて留意して計画を策定するという趣旨は原案のままで読めると考えられることから、原案のままといたしました。